

## 2.2 食品表示

### 2.2.1 EU

「食品表示は消費者にとって製品に関する重要な情報源であり、食品の EU 域内市場を組織するにあたって食品表示に関する規制に国ごとの差異があることは、域内で食品の流通を円滑に行う上で大きな障害となる」(1993年4月20日付けEC官報)との考え方から、EC委員会はすでに70年代からEUレベルでの食品表示に関する規制一本化を進めてきた。

EUレベルで各国に適用されている食品表示に関する根拠は以下の指令である。

- ・78年12月18日付けEEC指令第79/112号：食品のラベル表示、広告等に関する規制

上記79/112号を補う形で以下のような指令が出されている。

- ・87年4月15日付けEEC指令第87/250号：アルコール飲料のアルコール含有率の表示に関する規制
- ・89年6月14日付けEEC指令第89/395号：日付や放射線照射処理の表示等に関する規制
- ・89年2月11日付けEEC指令第89/107号：食品添加物の表示に関する規制（小売／卸売段階で「食品添加物」として売られる商品の表示義務について定める）
- ・89年6月30日付けEEC指令第89/398号：栄養食品の加盟国における表示の統一に関する規制
- ・90年6月10日付けEEC指令第90/496号：栄養表示に関する規制
- ・91年1月16日付けEEC指令第91/72号：成分リストにおける香料の表示に関する規制
- ・94年11月18日付けEC指令第94/54号：EEC指令第79/112号の対象とならない食品の表示に関する規制
- ・96年3月29日付けEC指令第89/107号：EEC指令第94/54号の改正
- ・97年1月27日付けEC指令第97/4号：成分表示、販売名称等に関する規制
- ・99年3月8日付け委員会指令第99/10号：EEC指令第79/112号の原料の分量表示に関する条項について例外を制定

なお、ラベル表示に関する最重要指針であるEEC指令第79/112号は数度にわたり改定されたが、2000年3月20日付けEC指令第2000/13号に差し替えられるかたちで2000年5月26日をもって

廃止された。

新指令では、79/112号の包装食品に義務付けられる表示項目リストを継続して使用している。(EC指令第2000/13号の概要は別途の「EC指令第2000/13号」を参照)

EC指令第2000/13号は、2001年11月26日付け委員会指令第2001/101号により、食肉の表示に関して改定が施された。また、この委員会指令第2001/101号は、2002年11月6日付けEC指令第2002/86号により改定された。

一方、EUにおいては、すべての食料品に製造ロット番号を付けることが義務付けられており、これを規制する指令としては次のようなものがある。

- ・89年6月14日付けEEC指令第89/396号：食品の商品番号に関する規制
- ・91年4月22日付けEEC指令第91/238号：EEC指令第89/396号の改正
- ・92年3月3日付けEEC指令第92/11号：EEC指令第89/396号の改正

この他、個別食品ごとにその食品特有の表示（しばしば原材料の定義と密接な関係がある）に関する規制を含む多数の指令が出されている。これらのうち、表示に関する規制を含む指令を例示すると以下のとおり。

- ・88年12月21日付けEEC指令第89/108号：冷凍食品に関する規制
- ・89年5月3日付けEEC指令第89/398号：特別食製品に関する規制
- ・93年9月21日付けEEC指令第93/77号：フルーツジュースに関する規制
- ・77年6月27日付けEEC指令第77/436号：コーヒーおよびコーヒー製品に関する規制
- ・75年12月18日付けEEC指令第76/118号：コンデンスマルクおよび脱脂粉乳に関する規制

このうち現在、EUレベルで各国の国内法としてすでに適用されている食品表示に関する規制は89/108号（冷凍食品）と89/398号（特別食製品）である。

一方、94年11月18日付けEC指令第94/54号は、特定の食品に関してEEC指令第79/112号に定められている以外の義務表示に関する指示がある。第94/54号は、96年3月29日付けEC指令第96/21号により改定されている。

また、「遺伝子組み換え大豆から作った製品」あるいは「遺伝子組み換えトウモロコシから作った製品」あるいは「遺伝子組み換え大豆／トウモロコシから作った××を含む」などの表示が、97年9月19日付けEC規則第1813/97号により指示された。同規制は、98年5月26日付けEC規則第1139/98により差し替えられ、さらに2000年1月10日付けEC規則第49/2000号により改定されている。

遺伝子組み換え添加物／香料、あるいは遺伝子組み換え組織から作った添加物／香料を含む食品ある

いは食品成分についての「遺伝子組み換え××から作った製品」という表示は、2000年1月10日付けEC規則第50/2000号により指示されている(後述の「遺伝子組み換え食品」の項を参照されたい)。

キニーネを含む食品およびカフェインを含む食品の表示は、2002年7月18日付け委員会指令第2002/67号が指示している。

## 2.2.2 フランス

フランスにおいては、1905年8月1日付け法律を基本としつつ、72年10月12日付け政令第72-937号がEUの食品表示規制を国内法に盛り込んだ最初の政令となつたが、その後もEU規制の調和への努力が続けられ、現在フランス国内で適用されている食品表示に関する規制は、EU規制の国内法適用が主なものである。

現時点では、EUの食品表示規制を国内法に適用する最新の省令は、食肉の表示に関する2001年11月26日付け委員会指令第2001/101号(改定済み)を導入する2002年12月23日付け省令である。

### 適用範囲

国内規制はすべての食品と飲料に適用される。

また、果実ジュースおよびその類似品に関する86年10月6日付け政令第86-1094号、食用の乾燥・半乾燥保存用ミルクに関する88年12月29日付け政令第88-1195号、チコリ・コーヒー豆の抽出成分に関する90年5月16日付け政令第90-421号によって、以前とは異なり、今後は果実ジュースおよびその類似品、食用の乾燥・半乾燥保存用ミルク、チコリ・コーヒー豆の抽出成分のそれぞれが義務表示規制に従うことになった。

ただし、以下の品目については、規則の適用は部分的なものとなる(それぞれカッコ内に表記されたEU規則に従っている)

次の品目については、ロット表示義務には従うものの、その他の表示規則は適用されない

- ・ワインおよびブドウ搾汁(89年7月24日付けEEC指令第2392/89号)
- ・発泡性ワイン(92年7月13日付けEEC指令第2333/92号)
- ・カカオ、チョコレート製品(2000年6月23日付けEC指令第2000/36号)
- ・はちみつ(2001年12月20日付けEC指令第2001/110号)
- ・一部の糖類(2001年12月20日付けEC指令第2001/111号)

次の品目については、アルコール含有量の表示規則が適用されない

- ・特別なワイン（86年5月16日付け EEC 指令第1627/86号）

次の品目については、禁止表示規則には従うものの、その他の表示規則は適用されない

- ・卵（90年6月26日付け EEC 規則第1907/90号）

## 包装済食品

包装済食品とは、食品と、食品が販売される前に為された包装とで構成される販売ユニットのことである。部分包装でも完全包装でも良いが、その包装を取り除かなくては中の食品を変化させることができない方法で包まれていなくてはならない。

### (1) 総則

包装済食品の表示に関する基本的事項としては、下記の(2)にある義務的表示要項が列挙されているほか、次のとおりである。

- ・表示はすべてフランス語で（94年8月4日法により、義務づけが一層強化された）
  - ・わかりやすい表現で、
  - ・規定や国際協定に定められている以外の略称を使わずに、
  - ・表だった場所に読みやすく消えない形で、
  - ・他の表示によって紛らわされたり途切れたりしない方法で
- 行うこと。

略称は、国名等別に定めがあるもの、国際的な取り決め等があるもの以外は認められない。例えば、殺菌された牛乳を「UHT」とし、あるいは「kg」等を用いることは国際的に認められている。また、原産国名で「USA」等はさしつかえない(85年8月23日付け通達)。

### (2) 義務的表示事項

包装済食品に必ず表示しなければならない事項は以下のとおり。

- 製品の販売名称
- 成分のリスト
- 特定の成分あるいは成分種の含有量
- 正味量（重量または容量）

- e. 食品の特性を保持できる期間および保存条件（賞味期限、消費期限および保存方法）
- f. 製造業者または包装処理業者の名称・住所、あるいはEU域内の販売業者または輸入者の名称・住所
- g. 製造ロット番号
- h. 製品の原産地
- i. 使用上の注意事項

上記のa～iの各項目に関する主な規定は次のとおりである。

a. 製品の名称

製品の販売名称は、製品の実態を明らかにしている必要があり、ブランド名や独創性に重きを置いた名称とは別個のものでなければならない。また、製品の状態や加工の方法を表示しなければ購入側の誤解を招く恐れがある場合には、製品の販売名称に加えて、粉末(en poudre)、凍結乾燥(lyophilisé)、冷凍(surgelé / congelé)、解凍(décongelé)、低温殺菌(pasteurisé)、滅菌(stérilisé)、再合成(reconstitué)、濃縮(concentré)、薰製(fumé)等と明示しなければならない。一方で、EU加盟国の一国で規制に沿って製造・販売された製品の名称は、そのまま使用が許可されるが、成分あるいは製造の見地から、この名称が喚起するのイメージが国内のそれと大きな差がある場合には、その使用は許可されない。EU加盟国の中では、販売側の国は、製造側の国に対して、国内消費者が製品を分別し易くなるよう、もともとの製品名称の脇に情報を加える形で表示の変更を求めることができる。また、名称が与えるイメージに大きな乖離がある場合には、販売側の国は、製造側の国に対して、製品名称の変更(つまりは表示の変更)を求めることができる。

b. 成分のリスト

(ア)成分の定義：食品の製造過程において使用され、最終的な製品の中にそのままの形や変化された形や存在する、添加物も含むすべての物質を示す。ただし、食品の製造過程においてのみ補助的に使用される添加剤(例：製造中に原料成分の変色を抑えるために使用される添加剤など、最終的な製品に対する機能がないもの)については、表示義務がない。

(イ)成分リストの構成：

成分リストについては、

- ・ 食品の成分は重量の多い順に記載しなければならない。
- ・ 成分リストを表示するにあたって、その上に「成分」と表示しなくてはならない。

- ・ 製品名、またその表示に使用されている成分については成分リストに、その重量または含有率を記載しなければならない(事項の「c.特定の成分あるいは成分カテゴリーの含有量」を参照。)
- ・ 以下の区分に含まれる食品添加物の場合は、化学物質名または EEC の分類番号を記載しなければならない(98 年 9 月 29 日付け省令により、84 年 12 月 7 日付け省令が改定)

着色料(colorant)

甘味料(edulcorant)

保存料(conservateur)

酸化防止剤(antioxygène)

酸性化剤(acidifiant)

酸化調整剤(correcteur d'acidité)

凝固防止剤(anti-agglomérant)

消泡剤(antimoussant)

增量剤(agent de charge)

乳化剤(émulsifiant)

溶解塩(sel de fonte)\*1

強化剤(affermissant)

味覚増進剤(exhausteur de goût)

ゲル化剤(gélifiant)

コーティング剤(agent d'enrobage)

加湿剤(humectant)

アミドン(amidon modifié)\*2\*3

推進ガス(gaz propulseur)

膨張剤(poudre à lever)

安定剤(stabilisant)

濃縮剤(épaississant)

小麦粉処理剤(agent de traitement de la farine)

\*1 プロセスチーズあるいは、プロセスチーズをベースとした食品のみ

\*2 グルテンを含有する場合は、原料となった植物名を添付しなければならない。

\*3 化学物質名あるいは EU の分類番号の記載は必要ない。

(ウ)成分表示を免除されているもの:

- ・ ジャガイモを含む生鮮野菜・果実(皮むき、カット等の処理を施さないもの)
- ・ 炭酸水(名称によって、「炭酸ガスが含まれた水」であることが分かるようになっていること)

- ・原料が単一の物質で食品添加物等の成分添加をしていないビネガー
- ・製造に不可欠な酵素や塩などを除き、添加物を加えていないチーズ、バター、ミルク、発酵乳
- ・単一の原料の製品

c. 特定の成分あるいは成分種の含有量

2000年2月14日以降は、食品の生産過程・準備過程で使用された成分に関して、以下のものはその量を表示しなければならない。

- ・販売名称に使われている成分・成分種、または販売名称が消費者に連想させる成分・成分種
- ・表示ラベル上で、言葉、画像、図などが示唆している成分・成分種
- ・名称や外観から他の製品と混同しやすい場合には、製品を最も特徴付けている成分・成分種

なお、以下の場合には成分・成分種の量表示に関する規制が適用されない。

- ・成分・成分種の水切りした正味重量 (poids net égoutté) が表示されている場合
- ・既にEU規制に沿うかたちで成分・成分種量が表示されている場合
- ・芳香付けを目的に、成分・成分種をごく少量使用した場合
- ・仮に販売名称に使われっていても、その成分・成分種の量が製品の特質を決定づけるものでない場合
- ・ある成分・成分種に関して、EUが使用量を厳密に規定する一方で、その表示を義務付けない場合
- ・果実、野菜、スパイス、ハーブなどの混合食品において、いずれの成分をも他を圧倒する量で使用されていない場合
- ・規制に従って製品名称の脇に「甘味料」あるいは「砂糖と甘味料」と表示してある場合
- ・栄養表示の対象となった場合におけるビタミン・ミネラルの添加に関する表示

d. 正味量(重量または容量)

製品の正味量の表示は、液体に関しては正味容量により、その他のものについては正味重量による。ただし、下準備済みのエスカルゴ、牡蠣についてはサイズを示しながら個数で表示できる。またムール貝については容量でも表示できる。

なお包装済食肉については、内容量ではなく、包装を含む総重量で表示した場合は、詐欺罪とみなされて2万5000フランの罰金が科される。

製品が液体に覆われている場合(瓶詰、袋詰めなどで液体がはいっているようなもの)については、水切りをした状態の正味重量も表示しなければならない。

次の場合には、正味量の表示を免除される。

- ・ 正味量が 5g 未満または 5ml 未満のもの(香辛料、ハーブなどを除く)
- ・ 従来から通常 1 個単位で販売されている 1 個 20g 未満の砂糖菓子類
- ・ 正味量 50g 未満のジャム、ゼリー、マーマレード、マロンクリーム、プラムクリーム、花びらの砂糖漬け、ブドウジャム等
- ・ 「Vacherin du Haut Doubs(バシュラン・デュ・オー・ドゥーブ)」あるいは「Mont d'Or(モン・ドール)」等の原産地統制呼称(AOC)をうけているチーズ
- ・ 通常 1 個単位で販売されている、農家で自家製乳のみを原料として製造されたチーズ

e. 食品の特性を保持できる期間および保存の条件(賞味期限、消費期限および保存方法)

表示には、どの日、月、年まで、食品が適切な条件下でそのままの品質を保てるかをはっきり明記しなくてはならない。ただし、維持できる期間が 3 カ月未満の場合は日と月のみ、維持できる期間が 3 カ月から 18 カ月の間は月と年のみ、維持できる期間が 18 カ月を超える場合は年のみを表示することができる。

(1)消費期限:DLC=date limite de consommation

ある短期間を過ぎて消費した場合、人体に直接悪影響を与える可能性のある生鮮食品に対して、一定期間にまで消費することを強調する形(「à consommer jusqu'au ...」または「à consommer jusqu'à la date figurant ...」)で消費期限が表示される。なお、「...」の箇所には日時を直接表示するか、あるいは日時が包装のどこに表示されているかを示す。この期限は遵守されなければならず、この期限を超えた製品の販売は禁じられる(1984 年 12 月 7 日付け省令。91 年 3 月 8 日付け省令により改定)。

なお、以下の食肉に関しては一定の消費期限がなくなった。96 年 2 月 29 日付け省令により、消費期限は経営者あるいは製造元の責任により定められる。

- ・ 冷蔵のひき肉あるいは冷蔵の調理済みひき肉(viandes hachées réfrigérées, préparations de viandes hachées réfrigérées)
- ・ 冷凍の調理済みひき肉(préparation de viandes hachées congelées ou surgelées)
- ・ 調理済みひき肉を除く冷凍のひき肉と加工肉(viandes hachées, préparations de viandes congelées ou surgelées)

(2)賞味期限(保存期限):DLUO=date limite d'utilisation optimale

賞味期限は、適切な保存条件の下であればその食品がその特性を保つ期間であり、「à consommer de préférence avant (日) ...」または「à consommer de préférence avant fin (日以外の期限)」(...までに消費されたいの意味)と記載される。なお、「...」の箇所には日時を直接表示するか、あるいは日時が包装のどこに表

示されているかを示す。この賞味期限は法的な拘束力は持たず、賞味期限後も製品の品質が保たれていれば販売が許される。

食品ごとの消費期限表

食品	保存期間	温度
100g 以下の冷凍食品	包装から 9 ヶ月間	-12 あるいは -18
冷蔵パック肉	包装から 5 日間	3
冷蔵レトルト食品	6 日間(延長可)	3

(3)賞味期限(DLUO)の表示を免除されているもの

- ・ ジャガイモを含む生鮮野菜・果実(皮むき、カット等の処理を施さないもの)
- ・ ワイン等の果実酒
- ・ EEC 規則 2658/87 号に定められたコード番号 NC2206.00.91、2206.00.93、2206.00.99 に該当するブドウを原料とした飲料
- ・ アルコール 10 度以上の酒類
- ・ 業務用に容量 5l 以上の容器に詰められたアルコールを含まない清涼飲料、果実ジュース、ネクター、アルコール飲料
- ・ パン、菓子パン、ケーキ類(通常 24 時間以内に消費されるもの)
- ・ ビネガー
- ・ 食用塩
- ・ 固体状の砂糖
- ・ 砂糖菓子(内容物の殆どが香料入りまたは着色された砂糖のみであるもの。従って、はちみつキャンデー等は除外される)
- ・ チューインガム
- ・ 一人前づつに包装されたアイスクリーム
- ・ 牡蠣、ムール貝など生食用に販売される活きた貝類(91 年 7 月 15 日付け EEC 指令第 91/492 号に基づき、賞味期限に替って「この貝は購入時に生きていなくてはならない」と表示することができる)

f. 製造業者または包装処理業者の名称・住所、あるいは EU 域内の販売業者または輸入業者の名称・住所

責任者が特定できるようこれらは必ず表示しなければならない。また、製造者または包装処理者が域外の業者である場合には、必ず域内の輸入業者の名称、所在地を併せて表示しなければならない。

責任者の特定は二つの規制に従う。一つは「表示」政令で、これによると、包装業者、製造業者、EEC 内の販売業者のうちいずれかの会社名・所在地が記されていなくてはならない。もう一つは「度量衡」政令で、これによると、5g あるいは 5ml 以上の包装済製品について、EEC 内の容器詰め業者、容器詰めを指示する業者、輸入業者のいずれかの会社名かコード番号を明らかにしなくてはならない。なお、域内の包装業者、容器詰めを依頼した域内の製造業者、容器詰めを依頼した域内の販売業者、製品を輸入した域内の販売業者が明らかとなっている場合、責任業者は一社だけ明らかになっていれば良いものとする(他の場合は 2 社必要)。

包装地がフランス国内か、フランス以外の EC 域内または EC 域外かにより表示に記載しなければならない業者(包装業者、製造業者、容器詰め業者、販売業者または輸入業者)がそれぞれ定められている。(以下の表参照)

(ア)包装地がフランスの場合

「表示」政令による 会社名および所在地	「度量衡」政令による 会社名および所在地またはコード番号	表示される 会社数
包装業者	包装業者	1
製造業者が容器詰め業者に委託		
-EC 域内の製造業者	フランス包装業者あるいは 容器詰めを委託した EC 域内業者	2 1
-EC 域外の製造業者	フランス包装業者	2
EC 域内の販売業者		
-容器詰めを委託	フランス包装業者 容器詰めを委託した EC 域内業者	2 1
-容器詰めを委託しない	フランス包装業者 容器詰めを委託した EC 域内業者	2 2

(イ)包装地が EC 域内(フランス以外)の場合

「表示」政令による 会社名および所在地	「度量衡」政令による 会社名および所在地またはコード番号	表示される 会社数
包装業者	包装業者(EC)	1
製造業者が容器詰め業者に委託		
-EC 域内の製造業者	包装業者(EC) 容器詰めを委託した EC 域内業者	2 1
-EC 域外の製造業者	包装業者(EC)	2
EC 域内の販売業者		
-容器詰めを委託	包装業者(EC) EC 域内業者へ	2 1
-容器詰めを委託しない	包装業者(EC) 容器詰めを委託した EC 域内業者	2 2

(ウ)包装地が EC 域外で、フランスへ輸入される場合

「表示」政令による 会社名および所在地	「度量衡」政令による 会社名および所在地またはコード番号	表示される 会社数
包装業者	フランスの輸入業者	2
EC 域外の製造業者	フランスの輸入業者	2

EC 域内の販売業者

-フランスの輸入業者	フランスの輸入業者	1
-輸入業者ではない	フランスの輸入業者	2
-フランス外の業者	フランスの輸入業者	2

(工)包装地が EC 域外で、フランス以外の EC 域内へ輸入される場合

「表示」政令による <u>会社名および所在地</u>	「度量衡」政令による <u>会社名および所在地またはコード番号</u>	表示される <u>会社数</u>
包装業者	EC への輸入業者	2
EC 域外の製造業者	EC への輸入業者	2
EC 域内の販売業者		
-かつ輸入業者	EC への輸入業者	1
-輸入業者ではない	EC への輸入業者	2

g. 製造ロット番号

原則として「L」の次に番号を記載する。

場合によっては賞味期限、消費期限表示を製造ロット番号に替わるものとみなすことができる。

以下の場合は製造ロット番号の表示を必要としない。

- ・農産物のうち、倉庫・包装工場へ直接配送されるもの、生産者団体向けのもの、直ちに加工され製品化される集荷物。
- ・小売されるもので、包装されていないもの、あるいは即売のために包装されたもの。
- ・包装の最大面の面積が 10cm<sup>2</sup> 以下の製品
- ・一人分のアイスクリーム(ロットは総体の包装に記載されれば良い)

h. 製品の原産地表示

原則として、消費者の誤解を生む可能性のある場合は原産地を表示しなければならない。特に、一定の輸入食品(バター、生鮮野菜・乾燥状態もしくは殺菌液に漬けた状態の野菜、野菜ジュース)および EEC 規制の対象となる野菜・果物については原産地表示が義務付けられている。

フランスで生産された原料を用いて国内で加工した食品のみが、「フランス製品」あるいは「フランスで製

造」あるいは国旗またその色を表示に使用することができる。輸入原料を使用し国内で加工等の処理が行なわれた食品については、「フランスにて加工、缶詰、冷凍……」など処理の内容を記載することが望ましいとされる。(Bulletin d'Information et de Documentation 94 年 No.9 p.7 No.94-300)

#### i. 使用上の注意事項

特に冷凍食品には解凍後の再冷凍を禁ずる表示を義務付けている(後述の冷凍食品の項目を参照されたい)。「使用方法」「使用上の注意」の記載は製品の安全性の観点から要求されるもので、特に新製品や新しい包装システムなどには表示が必要とされる。

上記 a ~ i の各項目に加え、以下が義務的表示事項として挙げられる(一部は食品添加物の項目と重複)

- ・ アルコール含有量が 1.2%を超えるものは同量を表示しなければならない。「alcool (アルコール)」または省略して「alc.」に続いて含有量を少数第 1 位まで記し(これ以上細かい数値は不要)「% vol.」の記号を付す(91 年 2 月 19 日付け省令)
- ・ 許可されている包装用ガスの使用により持続性が延長された食品に対しては「conditionné sous atmosphère protectrice」と表示する。
- ・ 使用許可されている甘味料を含む食品には「avec edulcorant (s)」と表示する。
- ・ 砂糖と使用許可されている甘味料の双方を含む食品には「avec sucre (s) et edulcorant (s)」と表示する。
- ・ アスパルテーム (aspartame) を含む食品には「contient une source de phénylalanine (フェニララニンを原料とする物質を含む)」と表示する。
- ・ 使用許可されているポリオール (polyols) を 10%を超える率で含む食品には「une consommation excessive peut avoir des effets laxatifs (過剰摂取は緩下効果を及ぼす可能性がある)」と表示する。

この他、特定の包装形態(超小型包装物、再利用の瓶)あるいは特定の販売形態(卸売り、通販)に対して、幾つかの表示規定が設けられている。

### 未包装食品

最終消費者への販売に当たって包装が施されていない食品は、直接食品の上か、あるいは至近距離に、混乱を生まないような形で製品名称を記さなくてはならない。これら未包装食品は、売り場に出される前にはロット番号がわかるように記載されていなくてはならない。また、総菜売り場などで量り売りされる場合は、消費期限を過ぎてはならず、良い衛生条件の下で販売されなくてはならない。さらにその場合は、販売員がそれぞれの食品について消費期限を知っていなくてはならない。

### 禁止表示事項

その食品を他の食品と混同させる、あるいはそのおそれのある表示は禁止されている。

食品添加物を用いて工業的に生産された製品に、「village」ヴィラージュ(村)、「terroir」テロワール(郷土料理)、「paysan」ペイザン(農家製造)等の表示をしてはならない(Bulletin d'Information et de Documentation 95年 No.3 p.13 No.95-086)。

食品が売り場において、消費される場を想定して装飾されている場合などには、「消費例」などの表示を目立つところに記載することが望ましい。

特別食製品(ダイエット食品、健康食品など=次項 を参照)およびミネラルウォーターを除き、病気の予防効果あるいは治療効果あるいは回復効果があるという表示をしてはならない。

一方、「Artisan」アルティザン(手工業による)、「Maison」メゾン(自家製)という表現は、決められた条件を満たす場合のみに限定されている。

### その他特定の表示を義務付けられる食品

#### a.冷凍食品

EU:

2000年3月20日付けEC指令第2000/13号(旧EEC指令第79/112号)

フランス:

冷凍食品上の表示については、包装済食品に関する表示規則に加え、次の内容を表示しなければならない(64年9月9日付け政令第64-949号、91年12月3日付け政令第91-1230号により改定)。

・最終消費者、販売施設(レストラン、病院、給食施設など)を販売対象とする場合:

「解凍後の再冷凍を禁ずる」旨を表示しなければならない。

・上記以外を販売対象とする場合:

包装ごとに正味量、賞味期間、製造ロット番号が付されていなければならない。その他の記述事項については、請求書、配達用紙、商業用書類に記される。これらの書類は冷凍食品を使用する施設あるいは保存する貯蔵所に置いて、保管されなければならない。

b.特別食製品(denrée alimentaire destinée à une alimentation particulière)

特別食製品とは、食事療法のための規定食(produits diététiques)のこと、健康な乳幼児のための食品、消化吸収また代謝機能に問題のある人々のための食品、特定成分を食品から摂取することで生理条件を改善することができる人々のための食品、のことを指す。

EU(規制のうち表示に関するもの):

89年5月3日付けEEC指令No.89/398号:特別食製品の定義、表示基準、包装義務、専門機関による監督基準を定める(96年12月19日付けEC指令第96/84号、99年6月7日付けEC指令第99/41号により一部改定)

フランス(規制のうち表示に関するもの):91年8月29日付け政令

なお、特別食製品のなかで、以下の食品群は個別に省令の対象となることが決められている。

- ・乳児向け調理済み食品・離乳食
- ・乳幼児向けのシリアル／ベビーフード
- ・減量のための低カロリー食品
- ・特定の医療目的を有する食事療法のための食品
- ・筋肉疲労の激しいスポーツ向け食品
- ・糖尿病患者向け食品
- ・グルテンを含まない食品
- ・ナトリウムに乏しい食品

特別食製品は、減塩食、糖分を抑えた食品、たんぱく質強化食、低カロリー食、脂質補給食など特定の医療目的を有する食事療法のための食品、ビタミンまたは主要アミノ酸配合食品、体力強化を目的とするバランス栄養食品・栄養強化食品、マグネシウム配合シリアルなどのカテゴリーに分類され、それぞれに表示規定の細目が定められている。

いずれも商品名に綴いて「減塩食品」「低糖分食」等の明示と、食品 100g 中の成分量 (mg で表示) を記載することが義務付けられている。また一定のカテゴリーに対しては、「糖尿病治療向け」など、食品の用途に関する表示を認め、活字の大きさは商品名の最大 1/2 と指定している。低カロリー食に対しては表示内に「痩せる」効果(減量リズムや減量目安など)を掲げてはならない。

また乳幼児用食品については、以下のような表示義務がある。

乳幼児用食品

EU ( 規制の総体 ) :

91 年 5 月 14 日付け EEC 指令第 91/321 号

92 年 6 月 18 日付け EEC 指令第 92/52 号 ( EU 域外国への輸出に関する規定 )

96 年 2 月 16 日付け EC 指令第 96/4 号 ( EEC 指令第 91/321 号を改定 )

96 年 2 月 16 日付け EC 指令第 96/5 号 ( 穀物をベースとする幼児用食品に関する規制 )

98 年 6 月 2 日付け EC 指令第 98/36 号 ( EC 指令第 96/5 号を改定 )

99 年 5 月 6 日付け EC 指令第 99/39 号 ( EC 指令第 96/5 号を改定 )

2003 年 2 月 10 日付け EC 指令第 2003/13 号 ( EC 指令第 96/5 号を改定 )

2003 年 2 月 10 日付け EC 指令第 2003/14 号 ( EEC 指令第 91/321 号を改定 )

フランス ( 規制のうち表示に関するもの ) :

76 年 7 月 1 日付け省令( 94 年 1 月 11 日付け省令および 98 年 4 月 17 日付け省令により一部改定 )

乳幼児用食品の表示項目は以下のとおり。

- ・ 乳児用食品 : 母乳を与えられていない場合、出生直後から摂取することができる旨
- ・ 鉄分無添加の乳児用食品 : 生後 4 カ月以上の乳児に与える場合、その要摂取鉄分量は他の食品等によって補われなければならない旨
- ・ 離乳食 ( préparation de suite ): 生後 4 カ月以上の乳児向けであり、4 カ月未満の乳児にとつて母乳に替わるものではない旨。また、様々な食品のうちの一品でしかない旨
- ・ 乳児用食品および離乳食 : 製品熱量のキロジュールおよびキロカロリー表示、100ml 当たりのたんぱく質、脂質、糖質含有量。また各ビタミンおよびミネラル成分の平均量。

・乳児用食品および離乳食: 76年7月1日付け省令の付表IおよびIIに掲載されるミネラルおよびビタミンについて、それぞれの平均量。

・乳児用食品および離乳食: 正しい準備方法、およびこの指示が守られない場合には健康に害を及ぼす可能性がある旨。

なお、これらの食品の表示には、授乳への意志を喪失させるような言葉を用いてはならない。また、「humanisé」(人間に適応させている)、「maternisé」(母乳と成分を同じにしている)、およびこれらに類似する表現を用いてはならない。

特に乳幼児用食品については、「重要」の後に母乳の優越性と、専門家のアドバイスに従って使用するように注意書きを記載しなければならない。

乳児用食品には、乳児の肖像などの表示を用いてはならない。また同食品の利用を消費者に対し美化するような表現法は禁じられている。

乳幼児用食品中の特定成分を引き合いに出そうとする場合(“サッカリンを使用していません”など)、76年7月1日付け省令付表IIIに沿った条件でのみ表示することができる。

### c. 遺伝子組み換え食品

#### EU

- ・78年12月18日付け EEC 指令第79/112号
- ・98年5月26日付け EC 規制第1139/98号
- ・2000年1月10日付け EC 規則第49/2000号
- ・2000年1月10日付け EC 規則第50/2000号

2000年1月10日付け EC 規則第49/2000号は「遺伝子組み換え製品を含む食品・成分の表示」に関するもので、EC官報(JOCE)掲載日から90日経った2000年4月10日に発効した。これによりEU域内では、遺伝子を組み換えたたんぱく質またはDNAを1%以上含むあらゆる食品について、遺伝子組み換え作物を利用している旨を包装上にラベル表示しなければならなくなった。なお、この「1%の規則」は、食品成分(例えば大豆たんぱく、トウモロコシ澱粉、油脂など)レベルから適用され、従って遺伝子を組み換えたたんぱく質またはDNAを1%以上含む各成分はその旨を表示しなければならない。食品・食品成分において当該のたんぱく質・DNA含有量が1%未満の場合には「偶発的」とみなされ、ラベル表示は義務付けられないが、製造者側はその1%未満の存在が真に偶発的である事を証明しなければならない。

2000年1月10日付けEC規則第50/2000号は、遺伝子組み換え作物をベースとする食品添加物・香料の使用に際し、食品の表示ラベル上に以下の情報を記すことを義務付けている。

- ・成分構成、栄養価・栄養効果、添加物・香料の用途といった食品の特性を示す内容

この場合は成分リストにおける当該添加物・香料の表記の直後に「produit à partir de xxx génétiquement modifié (遺伝子を組み換えたxxxを使用した製品)」と明記する

また、従来から存在している添加物・香料と遺伝子組み換え添加物・香料とは別物であるとの見地から、最終消費者および取扱業者に対して以下を知らせる義務がある。

- ・従来型の添加物・香料とは異なり、ある種の人間に健康上、悪影響を及ぼす可能性がある添加物・香料が使われている旨
- ・従来型の添加物・香料とは異なり、人倫的な問題に関わってくる添加物・香料が使われている旨
- ・例示リストに掲載されている技術によって遺伝子が組み換えられた作物をベースとする添加物・香料が含有されている旨(この場合には当該添加物・香料の表示の直後に「génétiquement modifié」(遺伝子組み換え)と明記する)

なお、遺伝子組み換えトウモロコシ・大豆を使用した成分を含む食品については、98年5月26日付けEC規則第1139/98号により表示に関して補足的に以下が義務付けられている。

- ・該当成分の表示の直後に、あるいは印をつけて成分リストの最後に「produit à partir de soja génétiquement modifié」(遺伝子組み換え大豆を使用した製品)あるいは「produit à partir de maïs génétiquement modifié」(遺伝子組み換えトウモロコシを使用した製品)を明記する。
- ・また、該当成分種の表示の後には、「contient des xxx fabriqué(s) à partir de soja / maïs génétiquement modifié(遺伝子組み換え大豆/トウモロコシから生産されたxxx(成分名)を含む)」と明記する。

遺伝子組み換えトウモロコシ・大豆から作られる成分に関して、表示の必要性がない成分のリストは2000年3月時点では未だ作成されていない。

一方、「sans OGM」(遺伝子組み換え製品を含まない)とのラベル表示については、最終製品に遺伝子を組み換えたたんぱく質またはDNAの痕跡がないだけで行ってはならない、遺伝子組み換えがそもそも許可されていない種類の植物を使用した製品には行ってはならない等、複数の条件が付されている。

#### d.放射線照射食品

##### EU :

- ・99年2月22日付けEC指令第1999/2号は、一定条件のもとに食品・食品成分の放射線照射を許可している。これらの条件とは、放射線照射の許可条件、電離放射線源、平均被射量の計算、販売名称・成分リストへの「電離放射線処理 (traité par rayonnements ionisants)」あるいは「電離放射処理 (traité par ionisation)」との表示、放射処理施設の事前承認とその承認条件、放射線照射食品のEU域外からの輸入条件に関するものである。
- ・放射線照射処理を受けることのできる食品に関しては、EU共通の完全リスト(リスト掲載外の食品への放射線照射は認められない)を定めるEU指令が段階的に設置される予定である。このEU指令が採択されるまで、各加盟国は現行の国内規制を継続適用できる。各加盟国はこのEU指令に合致する放射線照射処理食品の商業化・使用を遅くとも2000年9月20日までに許可しなければならず、また、同指令に合致しない放射線照射処理食品の商業化・使用を遅くとも2001年3月20日までに禁止しなければならない。
- ・99年2月22日付けEC指令第1999/3号は、放射線照射処理を施しても良い食品・食品成分に関するEU共通リストの第一弾を制定している。同リストには、乾燥ハーブ、スパイス、植物性調味料が平均被射量10kGyとともに掲載されているのみである。EU加盟国はこれらの放射線照射食品の商業化・使用を遅くとも2000年9月20日までに許可しなければならない。

##### フランス :

- ・上記のEU指令第1999/2号については、2001年8月23日付けオルドナンス第2001-741号、2001年11月16日付け政令第2001-1097号、2002年8月20日付け省令により国内法に適用された。また、EU指令第1999/3号については、2002年8月20日付け省令により導入された。

放射線照射処理された食品・成分は、それが最終消費者および販売施設(レストラン、病院など)へ売られる場合、完全に単体として売られる際には販売名称と併せて「電離放射処理 (traité par ionisation)」あるいは「電磁放射線処理 (traité par rayonnements ionisants)」と明示しなければならない。これらの表示は、ばら売りの際にはケースの近くなど見える位置に示さなくてはならない。

一方、放射線照射処理された食品・成分は、それが最終消費者および販売施設(レストラン、病院など)以外へ納められる場合、上記の表示に加え、放射処理施設名を表示する義務がある。

注: 放射線照射食品は、EC官報に掲載された放射処理施設によって処理されていなくては輸入できない。EU加盟国については2002年6月18日付けEC官報で7カ国の施設が承認され、うちフランスは3施設がリスト掲載されている。

### 3. 食品の安全性に関する規則

#### 3.1 総則

##### 3.1.1 EU

EEC 指令第 93/43 号(1993 年 6 月 14 日付け指令)

食品の安全衛生に関して、製造から販売の全工程において順守されるべき一般的規則を指示している。同指令はまた、企業に対し、HACCP システムに基づいた食品安全のためのリスク管理を採用することを義務付け、「衛生管理の手引き」の作成および国際規格「ISO 9000」の適用を勧告している。

なお、欧州委員会は 2000 年 1 月 12 日付けの白書で食品の安全衛生に関する新たな方針を示した。対象は農家から最終消費者にまで行き渡ったもので、それまでの EU 措置を全面的に改革するものであり、新たな指令の作成を必要としている。また、加盟各国の監督機関を補佐する形で、欧州食品監督機関の設置も盛り込まれている。この白書に沿い、2002 年 1 月 28 日に EC 規則第 178/2002 号が採択され、EU の食品安全衛生に関する総則、欧州食品安全規制局の設置、リスク管理措置を定めた。この EC 規則が発効したこと、現在、食品安全衛生に関する EU 法規の全面改革が進んでおり、2005 年 1 月 1 日までには新たな法規が実効する見通しである。

一方、より特定された適用範囲の安全規制としては以下のものがある。

- |  |                     |
|--|---------------------|
| ・91 年 1 月 28 日付け EEC 指令第 91/67 号         | : 動物・水産養殖製品         |
| ・92 年 12 月 17 日付け EEC 指令第 92/118 号       | : 特定指令により規制されていない食品 |
| ・91 年 7 月 27 日付け EEC 指令第 91/495 号        | : 飼育された野きん獸類・兎      |
| ・92 年 6 月 16 日付け EEC 指令第 92/45 号         | : 野生の野きん獸           |
| ・92 年 6 月 16 日付け EEC 指令第 92/46 号         | : 生乳・乳製品            |
| ・91 年 7 月 15 日付け EEC 指令第 91/422 号        | : イカ、タコ類            |
| ・89 年 6 月 20 日付け EEC 指令第 89/437 号        | : 卵製品               |
| ・76 年 12 月 7 日付け EEC 指令第 77/99 号         | : 肉製品               |
| (92 年 2 月 10 日付け EEC 指令第 92/5 号により改定)    |                     |
| ・91 年 7 月 22 日付け EEC 指令第 91/493 号        | : 漁産物               |
| ・64 年 6 月 26 日付け EEC 指令第 64/433 号        | : 生肉                |
| (91 年 7 月 29 日付け EEC 指令第 91/497 号により改定)  |                     |
| ・71 年 2 月 15 日付け EEC 指令第 71/118 号        | : 鳥肉                |
| (91 年 12 月 31 日付け EEC 指令第 92/116 号により改定) |                     |

・94年12月14日付けEEC指令第94/65号

：ひき肉、調理肉製品

また、衛生検査に関する生産・加工・販売・域内輸入規則については2002年12月16日付けEC指令第2002/99号が定めている。同指令の指示内容は2005年1月1日をもって発効し、同期日をもって以下の関連指令は廃止される。

- ・EU域内の生肉貿易に関する72年12月12日付けEEC指令第72/461号
- ・EU域内の肉製品貿易に関する80年1月22日付けEEC指令第80/215号
- ・EU域内の家きん生肉貿易に関する91年6月26日付けEEC指令第91/494号
- ・兎肉・養殖野きん獸肉に関する90年11月27日付けEEC指令第91/495号
- ・野生の野きん獸に関する92年6月16日付けEEC指令第92/45号
- ・生乳・熱処理された乳・乳製品に関する92年6月16日付けEEC指令第92/46号
- ・ひき肉・調理肉製品に関する94年12月14日付けEEC指令第94/65号

なお、EUでは92年12月17日付けEEC指令第92/118号の採択に際し、衛生検査に関しては動物と動物性食品は別扱いとすることを決定し、動物検疫証明等についても新たな指令を制定している(5.個別食品に関する規則参照)。

### 3.1.2 フランス

食品の安全衛生に関する規制は、フランスの国内法レベルでは

- ・「動物性食品の安全性」に関する71年7月21日付け政令第71-636号
  - ・「その他の食品の安全性」に関する91年4月26日付け政令第91-409号
- の2政令によって定められている。

上記のEUの項目にあるように、EUレベルで、2002年1月28日に、EUの食品の安全衛生に関する総則、欧州食品安全規制局の設置、リスク管理措置に関するEC規則第178/2002号が採択され、現在、食品安全衛生に関するEU法規の全面改革が進んでいる。これに従ってフランス国内法も変化する予定である。

なお、公衆衛生に関するフランス国内行政府の規制権限は以下のとおりである。

フランス食品衛生安全機関の諮問の後に、コンセイユデタで採択された政令は、人の健康保護に適した一般的な衛生上の規則とその他の措置を規定するが、特別な法規の適用や、自治体当局に認められた権限を妨げるものではない。

なお、上記の政令は、県あるいは市町村での公衆衛生保護を保証する特別措置の制定を目的として、

県あるいは市町村における国の代表が決定した県令／市町村令で補足することができる。

公衆衛生法の第 L.1 条および第 L.2 条（公衆衛生法の第 L.1311-1 条と第 L.1311-2 条となった）に基づいて採択された規制決定のヒエラルキーは、以下のように決まる（順序は重要性が高いものから）：

- ・ 公衆衛生法の第 L.1 条（第 L.1311-1 条）に基づいて、コンセイユデタで採択され、首相が決定した政令
- ・ 公衆衛生法の第 L.2 条（公衆衛生法の第 L.1311-2 条）に基づいて、知事が決定した知事令
- ・ 公衆衛生法の第 L.2 条（公衆衛生法の第 L.1311-2 条）に基づいて、市町村長が決定した市町村令

知事令による県の公衆衛生規制に替えて、知事令あるいは市町村令により補足可能なコンセイユデタ政令を採用したこと、公衆衛生規制により強い法的価値が付与された。市町村法によって、知事と市町村長は、自治体での規制権限を有し、例えば、衛生上の理由による営業停止を命じることができる。

### 手引き書

一方で、EU 指令第 93/43 号の 3 条および付則の順守を推進するため、業界団体または技術研究所によって、あるいは規格制度の導入によって、全国に適用される「衛生管理の手引き」が作成されている。

「手引き」作成にあたっては、上記 EU 指令および国内の食品衛生関連法令の内容を反映すること、コデックス・アリマンタリウス (Codex alimentarius) 基準、HACCP 方式を採り入れるもの、としている。

このようにして作成された手引きはフランス公衆衛生高等審議会 (Conseil supérieur d'hygiène publique de France) の食品・栄養部会の答申を経た後、政府の承認によって発効する。承認を受け、官報に発表された「手引き」は、欧州委員会に通知される。

### 3.2 農産物の汚染に関する規定

#### 3.2.1 総則

EU:

1993年2月8日付け EEC 規則第 315/93 号

#### 3.2.2 残留農薬基準

EU

農薬は農産物収穫の収益性を向上する一方で、残留物は人体へ悪影響を与える可能性もある。そこで EU では、農薬残留物の容認レベル設定を行ってきた。それらは以下の EEC 指令により定められている。

- 野菜・果実について : 76年11月23日付け EEC 指令第 76/895 号
- 穀類について : 86年7月24日付け EEC 指令第 86/362 号
- 特定の植物(キノコ、茶、馬鈴薯、ホップなど)について : 90年11月27日付け EEC 指令第 90/642 号
- 動物性食品について : 86年7月24日付け EEC 指令第 86/363 号

なおこれらの欧州指令は 97 年 6 月 25 日付け EC 指令第 97/41 号によって大幅に改定され、乾燥品から加工品を含む農産物を適用の対象とすることになった。また、農薬残留物のサンプル検査方法については、2002 年 7 月 11 日付け EC 指令第 2002/63 号により定められている。

フランス

残留農薬に関する EEC 指令(76/895、86/362、90/642、86/363)は、フランスにおいては 89 年 2 月 10 日付け省令、92 年 8 月 5 日付け省令および 94 年 12 月 5 日付け省令により国内法に適用されている。また、上記 EC 指令第 97/41 号は、98 年 9 月 10 日付け省令に取り込まれた。

なお 98 年の以下の省令によって以下の部分的な改定が行われた。

- 98 年 7 月 2 日付け省令(98 年 7 月 16 日付け官報) : 穀物の残留農薬最大含有量に関する 89 年 2 月 10 日付け省令の適用範囲を拡大
- 98 年 9 月 10 日付け省令(98 年 10 月 20 日付け官報) : 同上 89 年 2 月 10 日付け省令、付表 II の修正・補足
- 98 年 9 月 1 日付け省令(98 年 9 月 29 日付け官報) : 一部植物性食品の残留農薬最大含有量に関する 92 年 8 月 5 日付け省令、付表 II、III、IV の補足・修正

- 98年9月10日付け省令(98年10月7日付け官報):97年6月25日付けEC指令により、同上の98年9月1日付け省令の適用範囲を拡大(加工食品の複数原料の蓄積含有量のを問題視したもの)。
- 98年9月8日付け省令(98年9月17日付け官報):残留農薬に汚染された動物性食品の市場からの回収に関する省令。94年12月5日付け省令を一部改定。

なお、残留農薬に関する上記4つのEEC指令(76/895、86/362、90/642、86/363)のうち、76/895号、86/362号、90/642号については、数多くのEC指令を通じて年を追って細かな部分改定が実施されている。フランス国内では、それらを反映させる省令が次々と出ている。

## 残留農薬基準表

<残留農薬基準表>

### [参考]

#### 1. 残留農薬の規制の対象とされている野菜・果実

グループ	種類	対象となる部位
1. フレッシュ、乾燥または焼いていない、冷凍保存、または砂糖を加えていない果実		
) 柑橘類	ザボン レモン ライム ミカン(小型ミカンおよびその他の類似の雑種を含む) オレンジ グレープフルーツ	果実全体
) クルミ(殻を取ったもの、取らないもの)	アーモンド ブラジル・ナッツ カシュー・ナッツ 栗 ココナッツ はしばみの実 マカデミアナッツ ペカン・ナッツ 松の実 ピスタチオ クルミの実	ナッツ全体、殻を除く
) 種のある果実	リンゴ 梨 マルメロ	果実全体、肉茎を除く
) 芯のある果実	アンズ サクランボ 桃(ネクタリンその他類似の雑種を含む) プラム	果実全体、肉茎を除く
)漿果と小梨の果実	a) 食卓用ブドウおよび醸造用ブドウ b) イチゴ(野イチゴ以外のもの) c) キイチゴの果実(野生種を除く)	果実全体、先端と肉茎を除く(必要な場合)グーズベリの場合、肉茎を含む

桑の実 垣根の桑 キイチゴ エゾイチゴ d) その他の小果実と漿果(野生種を除く) コケモモ(学名 <i>vaccinium myrtillus</i> の一種、ジャムの原料) ブルーベリー スグリ(赤、白または黒スグリ・黒スグリ) グーズベリー(学名 <i>cynorrhodon</i> ) e) 漿果および野生果実	) その他の果実 アボカド バナナ データ イチジク キウイ キンカン レイシ(荔枝) マンゴー <sup>1</sup> バッション・フルーツの実 パイナップル ザクロ オリーブ	果実全体、肉茎を除く (必要な場合)パイナップルの場合、冠部分を除く
		果実全体、肉茎を除く (必要な場合)また土部分を除く(水洗いをする)

グループ	種類	対象となる部位
2. フレッシュ、または調理されていない、冷凍または乾燥状態の野菜		
) 根野菜および塊茎野菜	ビート ニンジン カブ根セロリ ワサビ キクイモ アメリカボウフウ(防風) パセリ(根が大きいもの) ハツカ大根	野菜全体、葉のつる(場合により)泥(水洗いして泥を落とすか、乾いた野菜にブラシをかけ、泥を落とす)

	西洋ゴボウ サツマイモ カブカンラン カブラ ヤマイモ		d) カブキャベツ	野菜全体、蔓を除き(場合により)泥を除く(水を使って泥を落とすか、乾燥野菜の場合、plashを柔らかに掛けて泥を落とす)
) 球根野菜	ニンニク タマネギ ラッキョウ 春タマネギ	タマネギ(乾燥)、ラッキョウ(乾燥)、ニンニク(乾燥)は簡単に取れる皮を除いて野菜全体、また(時に応じて)泥も除く。乾燥状態でない、タマネギ、ラッキョウおよびニンニク、ならびに春タマネギの場合は、野菜全体だが、根(また、時に応じて)泥を除く	) 葉野菜および細断葉味草	a) レタスおよび類似のもの クレソン ノデシャ レタス シコレ b) ホウレンソウおよび類似のもの 甜菜の葉 c) クレソン d) シコレ:チコリ e) 細断葉味草 チャーヴィル(ヤマニンジン) エゾネギ パセリ
) 果物野菜	a) ナス科の野菜 トマト ピーマン ナス b) 食用の皮をもつウリ科の野菜 キュウリ 小キュウリ(ピクルス用) カボチャ(若いうちに取ったもの) c) 非食用の皮をもつウリ科の野菜 メロン カボチャ スイカ d) トウモロコシ	野菜全体、肉茎を除く 穀粒および皮、外皮を除く	) 食卓用豆類	インゲン豆 エンドウ豆
) アブラナ科の野菜	a) キャベツ(開花中のもの) ブロッコリー カリフラワー b) 玉キャベツ 芽キャベツ c) キャベツ(葉の形成期のもの) ハクサイ 玉を作らないキャベツ	開花した花のみ 損なわれた葉(もしあれば)を除く野菜	) 茎を食する野菜 ) キノコ 3. 乾燥した豆	アスパラガス 食用アザミ セロリ ウイキョウ アーティチョーク ネギ ダイオウ(大黃根) キノコ(野生のもの以外) 野生のキノコ インゲン豆
				豆全体 キノコ全体、泥および養殖の場合を除く

4. 脂肪種子 亜麻の実  
ピーナッツ 実全体、殻も、出来れば外皮も除く  
ケシの実  
菜種  
胡麻  
油菜の種  
大豆  
ヒマワリの種 種全体、殻も、あるいは殻は含まず。

5. ジャガイモ 新ジャガイモおよび保存ジャガイモ ジャガイモ全体、泥なし(必要の場合)(泥を水洗いして落とすか、乾燥したジャガイモにブラシを軽くかけて泥を落とす)

6. 茶(乾燥、発酵または発酵なしの学名 *camellia sinensis* の葉および茎)  
製品の全体

7. ホップ(乾燥したもの)および細粒ホップおよび非濃縮粉末も含む  
製品の全体

8. 香辛料 クミン  
ネズの実  
ナツメグ  
白・黒コショウ  
莢果(バニラの実)  
製品の全体

(92年08月05日付省令、別紙、94年06月16日付省令、96年11月08日付  
省令により改定)

2. 農薬の種類ごとの残留値  
(1)野菜・果実

通称	最大含有量 ( mg / kg )	対象野菜・果実名
アバメクチン Abamectin	0.02	イチゴ、ウリ科の野菜、ナス科の野菜、レタス
	0.01	梨
アセフェート Acephate	3	インゲン豆
	2	玉キヤベツ
	1	柑橘類、種のある果実、桃、プラム、アーティチョーク、その他のキヤベツ、レタス、エンドウ豆
	0.5	トマト、ナス
	0.2	アーティチョーク
ACIDE NAPHTYLACETIQUE	0.02	桃、その他の野菜、果物
	0.05	ズッキーニ
	0.05	レンズ豆
アクロニフェン aclonifen	0.02	球根野菜、トウモロコシ
アクリナスリン acrinathrine	0.2	その他の果実と野菜、イチゴ、桃、ナス、ピーマン、トマト
	0.1	メロン、キュウリ
	0.05	種子果実、ブドウ
アルディカーブ aldicarbe (アルディカーブ中のスルホキシドおよびスルキンを含む)	0.2	柑橘類、ペカンの実、芽キヤベツ、カリフラワー
	0.1	バナナ、ニンジン
	0.05	その他の果実・野菜
アルドリンおよびジエルドリン Aldrine、Dieldrine	0.01	果実と野菜
アメトリン Ametryne	0.2	パイナップル、バナナ
アミノトリアゾール Aminotriazole	0.05	果実と野菜
アミトラーゼ Amitraze (アミトラーゼ中のN-2,4ジメチルフェニル-N'-メチル・ホルマミジンを含む)	1	オレンジ、種子果実、桃
	0.5	トマト
	0.02	その他の野菜・果実

アラマイト Aramite	0.01	全野菜・果実
アスレーム Asulame	0.05	シコレ
アトラジン Atrazine	0.1	果実と野菜
アザコナゾール Azaconazole	0.02	キノコ
アジンフォス・エチル AzinphosEthyl	0.05	果実と野菜
アジンフォス・メチル AzinphosMethyl	1 0.5	柑橘類、ブドウ その他の果実、野菜
アゾシクロチン Azocyclotin		ヘキサチン cyhexatin 参照
AZOXYSTROBINE	2 1 0.1 0.05	ブドウ、バナナ、トマト 皮が食用のウリ科 皮が非食用のウリ科 核果 その他の野菜、果実
バルバン Barbane (バルバン中の3-クロロアニリン量により決定)	0.1 0.05	ニンジン、チャーヴィル、アメリカ、ぼうぶう、パセリ その他の野菜、果実
ベナラキシル Benalaxyil	0.5 0.2 0.05	レタス ブドウ、タマネギ、トマト、ピーマン、ナス その他の野菜と果実、メロン、西瓜
ベンフラカーブ Benfuracarbe (ベンフラカーブ中のカルボフランおよび3-ヒドロキシカルボフランを含む)	0.05	果実と野菜
ベノミル Benomyl (カルベンダジム Carbendazime として表示される) Thyophanate methyl	5 3 2 1	柑橘類、レタス その他の玉キヤベツ 種子果実、ブドウ、ルバーブ、乾燥豆、 バナナ、(果実全体)、核果、キノコ、 キュウリ ナス、バナナ(果肉)、カボチャ類 メロン、プラム、トマト、キュウリ、 芽キヤベツ ズッキーニ サクランボ、ピーマン、エンドウ豆、 インゲン豆、その他の野菜・果実 野生のキノコ

ベンタゾーン Bentazone	0.5 0.1 0.05	エンドウ豆 トウモロコシ インゲン豆	カンフェクロール Camphechlore カプタホール Captafol	0.1 0.02	果実と野菜 果実と野菜
ベンゾキシメート Benzoximate	2 1	ブドウ 種子果実、プラム	カプタン Captane ウ、トマト	3	漿果および小果実、種子果実、ブドウ
ビフェントリン Bifenthrine	0.5 0.2 0.1	イチゴ、レタス 桃、ブドウ サクランボ、種子果実、アーティチョーク、メロン、エンドウ豆、トマト	レタス、ネギ、エンドウ豆、	2	核果、チコリ、シコレ、インゲン、サラダ
ビナパクリル Binapacryl	0.05	果実と野菜 ウリ科の果実、レタス類、ナス科の野菜	フォルペル Folpel カルバリル Carbaryl	0.1 3 1	その他の果実と野菜 核果実と種子果実 ブドウ、キャベツ、レタス類 その他の果実と野菜
ビフェニル Biphenyle	70	柑橘類 (1991年10月14日付けの法令関連)	カルベンダジム carbendazime カルベタミド carbetamide	0.05	(ベノミルを参照のこと) エンドウ豆
ビテルタノール Bitertanol	1	アプリコット、種子果実、桃、プラム	カルボフラン carbofuran (カルボフラン中の3-ヒドロキカルボフランを含む)	0.5	イチゴ、ラディッシュ、 その他のキャベツ、インゲン豆、 トウモロコシ、ネギ
ブロモホス Bromophos	1	果実と野菜		0.3	柑橘類、ニンジン、球根野菜、パースニップ
ブロモfos・エテル Bromophos-Ethyl	0.05	果実と野菜			ルタバガ、カブ、皮が非食用のウリ科、 choux a inflorescence
ブロモプロピレート Bromopropylate	3 2 1 0.05	柑橘類、バナナ イチゴ核果および種子果実、ブドウ 野菜 その他の果実		0.1	イチゴ、春タマネギ、トウモロコシ、 プロッコリー以外キャベツ、カリフラワー、カブカンラン、インゲン、 ネギ
Bromoxynil	0.05	トウモロコシ	カルボスルハン carbosulfan (カルボスルハン中のカルボスルハンおよび3-ヒドロキカルボハンを含む)	0.1 0.05	ニンジン、パースニップ その他の果実、野菜
Bromulonazole	0.1 0.05	バナナ リンゴ			
メチル臭化物 Methyl Bromide	0.1 0.05	アプリコット、桃、クルミの実、 プラム、乾燥豆類 その他の果実および野菜	キナルホス chinalphos キノメチオナート chinomethionate クロメトキシフォン chlomethoxyfen クロルブハム chlorbufame クロルベンジド chlorbenzide クロルダン chlordane (シス型 cis- およびトランス型 trans の異性体の合計)	0.05 0.3 0.02 0.05 0.01 0.05	核果、ブドウ 果実と野菜 エンドウ豆 果実と野菜 全果実と野菜 果実と野菜
ブピリメート Bupirimate (ブピリメート中のエチリモルを含む) 科の野菜	0.5	カシス、イチゴ、エゾイチゴ 核果、種子果実、皮が非食用のウリ			
ブロフェジン Buprofezine	0.2	ナス科の野菜			
ブトラリン Butraline	0.02	ブドウ			
Butylhydroxyanisol	5	リンゴ			

クロルフェンソン chlorfenson	0.01	全野菜・果実	—	ツルコケモモ、カシス、グーズベリ
クロルフェンピンホス chlorfen-	1	柑橘類	—	ツルコケモモ、カシス、グーズベリ
vinphos	0.5	セロリ、球根野菜、根野菜および塊	0.5	クワ、キイチゴ、白菜
(EおよびZ異性体の合計)		茎野菜、パセリ	0.1	ラディッシュ
	0.1	その他の野菜		
	0.05	キノコ、果実		
クロルメホス chlormephos	0.05	トウモロコシ	クロルピリフォス・エチル chlorpy-	キウイ
クロルメクワット chlormequat	3	梨	riphos-Ethyl	種子果実、ブドウ、ナス科の果実
	1	ブドウ		柑橘類、サクランボ
	0.1	クルミ、オリーブ		イチゴ、玉タマネギ、レモン、桃、
	0.05	その他の果実、野菜		スモモ
クロロベンジレート chlorobenzi-	2	その他の果実、野菜		ニンジン
late	0.2	殻のある果実		その他の果実と野菜
クロロタロニル chlorothalonil	10	野生ではないバラ科の果実、スグリ、	クロルピリフォス・メチル chlorpy-	ミカン
	5	カシス、ネギ、セロリ、フランボワーズ、グーズベリー	riphos-Methyl	イチゴ、種子果実、ナス科の野菜、
	3	春タマネギ、小キュウリ、玉キヤベツ		オレンジ、桃
	2	ブロッコリー、小キヤベツ、イチゴ、		レモン
	1	ブドウ、カリフラワー		ブドウ
	0.5	ツルコケモモ、クランベリー、えんどう豆、ナス科の野菜、冷床キノコ	クロゾリナート chlozolinate(クロゾリナート中の3.5-ジクロロアニリンにより決定)	その他の果実と野菜
	0.3	キュウリ、ズッキーニ、ニンジン、		
	0.1	河が食用でないウリ科の野菜、アプリコット、桃、デザート用ブドウ、種のある果実	クロフェンテジン clofentezine	ミカン、イチゴ、エゾイチゴ
	0.05	球根野菜、芽キヤベツ、根セロリ、		核果、リンゴ、ブドウ、メロン、
	0.02	サヤムキエンドウ		キュウリ
	0.01	グリーンピース	キュイブル Cuivre	ブドウ
クロロクスロン chloroxuron	0.2	バナナ	シアソミド Cyanamide hydrogen	サクランボ
クロプロファムおよびクロルブファム chloprophame chlorbufame (3-クロロアニリン中のもの)	0.1	サヤムキインゲン	シクロキシデム cycloxydime	ニンジン、セロリ、レタス、えんどう豆
	0.05	サヤエンドウ		ブドウ、インゲン豆、ホウレンソウ
		その他の果実と野菜		玉キヤベツ、トマト
クロルピリフォス chlorpyriphos	3	果実と野菜	シフルトリン cyfluthrine	アプリコット、レタス、および類似の野菜、桃
	1	ニンジン、セロリ、チャーヴィル、		ブドウ、ピーマン、白菜、その他の葉キヤベツ
		パセリ		キュウリ
		その他の野菜		種子果実、サクランボ、プラム、
		バナナ		玉キヤベツ
		アーティチョーク、玉キヤベツ、		カリフラワー、トマト、食用豆科(legumineuses potagires)
				プロッコリー

シヘキサチン・アゾチクロチンス cyhexatin-Azocyclotin (シヘキサチンとして表せられたもの、シヘキサチン中の酸化ジシクロヘキサチンを含む)	0.02 1 0.5 0.2 0.05	その他の果実と野菜 イチゴ、種子果実、ブドウ、ピクル 用小キュウリ 柑橘類、核果、その他の野菜・果実 その他の木の実、リンゴ その他の野菜と果実	デルタメトリン Deltamethrine	1 0.5 0.2 0.1 0.05	乾燥豆類 葉キャベツ、ホウレンソウ及び類似のものの、細断薬味草、レタスおよび類似のもの、クワの実、キイチゴの実 スグリ、グーズベリー、インゲン豆 ナス科の野菜、ネギ 核果、種子果実、オリーブ、ブドウ花キャベツ、玉キャベツ、皮が食用のウリ科の野菜、球根野菜、えんどう豆、アンティチョーク その他の果実と野菜、とうもろこし
シモキサニル cymoxanil	2 1	レタス類、トマト ブドウ			
シペルメトリン cypermethrine	2 1 0.5 0.2 0.05	アブリコット、柑橘類、漿果と野生果実、桃、細断薬味草、レタスおよび類似のもの、アーティチョーク サクランボ、種子果実、プラム、野生キノコ、葉キャベツ キイチゴ、ブドウ、花キャベツ、玉キャベツ、ホウレンソウ、および類似のもの、インゲン豆、ねぎ、ナス科の野菜、エンドウ豆根セロリ、ウリ科の野菜 ニンニク、春タマネギ以外のタマネギ、エシャロット、キュウリ、玉キヤベツ その他の果実と野菜	デメトン-S-メチル Demeton-s-Methylsulfone デメトン-s-メチルスルホン オキシデメトン・メチル (デメトン-s-メチル中のスルホキシドおよびスルホンを含む)	0.02	果実と野菜
シプロコナゾール cyproconazole · cyprodinyl	0.1 0.05 0.02 1 0.5	ブドウ、アブリコット、リンゴ、桃 プラム エンドウ豆 ブドウ プラム	デスマジファム Desmediphame デスマトリーン Desmetyryne	0.05 0.1	赤甜菜(赤ピート) キャベツ
シロマジン cyromazine (メラミンを含む)	10 2 1	キノコ セロリ ニンジン、キュウリ、ズッキーニ タマネギ、エンドウ豆、ナス科の野菜、レタス	ジアラート Diallate (ジアラート中のトリラートを含む)	0.1	果実と野菜
2,4-Dダミノジド Daminozide (ダミノジドとしての非対象ジメチルヒドラジンの形のもの)	0.05 0.02	クルミ その他の果実、野菜	ジアジノン Diazinon	1 0.5 0.3 0.2 0.05 0.02	グレープフルーツ オレンジ メロン solanacees リンゴ、ナシ、サクランボ キウイ、ニンジン、エゾイチゴ カシス、グーズベリー 殻のある果実 その他の果実、野菜
DDT (異性体 pp-DDT、op-DDT、pp-DD、0.05Epp-TDE の合計)	0.05	果実と野菜	エチレン二臭化塩 Ethylene-dibromide	0.01	果実と野菜
			ジクロフルアニド Dichlofluanide	10 5	漿果、ブドウ、レタス類 その他の果物と野菜
			1,3-ジクロロプロペン 1,3-dichloro propene	0.1 0.01	ニンニク、ニンジン、セロリ、キャベツ、レタス、タマネギ イチゴ、ナス、ピーマン

ジクロルプロップ Dichlorprop	0.05	果実と野菜	ジニコナゾール Diniconazole	0.2 0.02	ブドウ バナナ
ジクロルボス Dichlorvos	0.1	果実と野菜	ジノカップ Dinocap (ジノカップ中のジニトロオクチルフェノールの派生物を含む)	0.1	果実、ニンジン、キュウリ、(ピクルス用の)小キュウリ、ズッキーニ、のちしゃ、エンドウ豆
ジクロブニル Dichlobenil	0.1	ブドウ	ジノセブ Dinosebe	0.05	果実と野菜
ジクロブトラゾル Diclobutrazol	0.5	ブドウ	ジノテルブ Dinoterbe	0.02	トウモロコシ
ジクロフォップ・メチル Diclofop-Methyl	0.05	野菜	ジオキサチオン Dioxathion	0.05	果実と野菜
ジコフォル Dicofol	2 0.5 0.1 0.05	ワイン用ブドウ、柑橘類 皮が非食用のウリ類 殻のある果実 その他の果実と野菜	ジフェルニアミン Diphenylamine	10 5 0.05	ナシ リンゴ 種子果実 その他の果実・野菜
ジェルドリン Dieldrine		アルドリンを参照のこと	ジクワット Diquat	0.1 0.05	野菜 果実
ジエチオン Diethon (類似の酸化物を含む)	2 0.5 0.1	柑橘類 核果および種子果実、ブドウ その他の果実と野菜、リンゴ	ジスルフォトン Disulfoton (ジスルホトン中のデメトン-S-スルホキシドおよびスルホンを含む)	0.1 0.02	パインアップル 果実と野菜
ジエトフェンカルブ Diethofencarb	0.5 0.2 0.1	イチゴ、レタス類、ナス科の野菜 食用皮のウリ科の野菜、メロン ブドウ、ニンニク、ラッキョウ インゲン豆、エンドウ豆	ジタリンfos Ditalinfos ジチアノン Dithianon	1 1	核果、種子果実 種子果実
ジフェノコナゾール Difenoconazole	0.5 0.2 0.1 0.05 0.02	ブドウ、トマト 種子果実、桃、アプリコット、プラム トウモロコシ、バナナ エンドウ豆、チコリ根、トウモロコシ アスパラガス	ジチオカルバマテス Dithiocarbamates (二酸化炭素として発現)	5 3 2 1	細断薬味草、レタスおよび類似のも 柑橘類、オリーブ 種子果実、トマト、ネギ アプリコット、イチゴ、種子果実 オレンジ、桃、ブドウ、ナス科の野 菜、ピクルス用キュウリ、ズッキー、ナシ その他の柑橘類、サクランボう、 プラム、花キャベツ、玉キャベツ、 インゲン豆、サヤエンドウ カブタマナ以外のキャベツ、皮が 食用のウリ科の野菜、タマネギ以外 の球根野菜、キュウリ、葉キャベツ、 アーティチョーク、茎野菜 アブラナ科植物 シコレ、根野菜、ニンジン、枝セロ リ、ラディッシュ、バラモンジン
ジフルベンズロン Diflubenzuron	2 1 0.05	キノコ 種子果実 クルミ	0.3 0.2	クルミ、根キャベツ、アーモンド、 サヤムキインゲン、サヤムキエンドウ	
ジメフロン Dimefuron	0.05	エンドウ豆			
ジメチピン Dimethipin	0.1	トマト			
ジメトアート Dimethoate	1	果実と野菜			
ジメトモルフ Dimethomorphe	2	ブドウ			

	0.05	その他の果実と野菜、セロリ	フェナリモル Fenarimol	1 0.5 0.3 0.05 0.02 0.01 0.5 0.1	サクランボ アプリコット、桃、トマト バナナ 皮が非食用のウリ科 その他の核果 フランボワーズ 桃 リンゴ、ブドウ
ジチオメトン Dithiometon (ジチオメトン中のスルホキシドおよびスルホンを含む)	0.5 0.05	果実とその他の野菜 ニンジン			
ジウロン Diuron	0.02 0.1	ブドウ リンゴ	FENAZAQUIN		
ドクグアジン Doguadine	1 0.2	核果および種子果実 その他の果実と野菜	FENBUCONAZOLE	0.5 0.3 0.1	トマト、アプリコット ブドウ ナシ
エンドスルファン Endosulfan ( と並びに硫酸エンドスルファンとの合計 )	0.5 0.3 0.1 0.05	柑橘類、桃、ブドウ、トマト 種のある果実、皮が非食用のウリ科 殻つきの果実 その他の果実と野菜	フェンブタチン酸化物 Fenbutatin oxyde	5 3 2 1 0.5 0.05	柑橘類 バナナ 種のある果実、食卓用ブドウ、 ワイン用ブドウ イチゴ、トマト、ナス クルジェット、キュウリ その他の果実と野菜
エンドリン Endrine (エンドリンおよびデルタセトエンドリンとの合計)	0.01	果実と野菜			
エスファンバルレート Esfenvalerate	0.1 0.05 0.02	食卓用ブドウ、ワイン用ブドウ 種のある果実、トマト、芽キャベツ、 玉キャベツ その他の果実・野菜	フェンクロルフォス Fenchlorphos (類似の酸化物を含む)	0.01	果実と野菜
エテファン Etephon	5 3 0.5 0.1 0.05	スグリ サクランボ、種子果実、ピーマン、 トマト パインアップル クルミ、トウモロコシ その他の果実と野菜	フェニトロチオン Fenitrothion	2 0.5	柑橘類 その他の果実、野菜
エチオフェンカルブ Ethiophencarbe エチオフェンカルブ中のスルホキシド およびスルホンを含む 野菜、	2	アプリコット、種子果実、桃、 プラム、アーティチョーク、 キャベツ、レタスおよびその類似の エンドウ豆	フェノキシカルブ Fenoxy carb	0.5 0.05	核果および種子果実、オリーブ ブドウ
エトフメサート Ethofumesate エトプロフィス Ethoprophos エトキシキーネ Ethoxyquine エチリモル Ethyrimol	0.05 0.01 3 0.1	インゲン豆 バナナ、野菜、ニンジンを除く 梨、リンゴ ブピリマートを参照のこと	フェンプロパトリン Fenpropothrin	1 0.4 0.2	桃、種子果実、アプリコット ブドウ、イチゴ、プラム、サクランボ、 核果と種子果実 桃、リンゴ
エトリンfos Etrimpfos (類似の酸化物を含む)	0.1	ブドウ、球根野菜	FENPYROXIMATE フェンチオン Fenthion ( フェンプロパトリン中の類似酸化物、スルホフォキシドおよびスルホンを含む )	1 0.2 0.05 0.02	サクランボ、種子果実、オリーブ クルミ その他の果実、野菜
			アセテート・フェンチン Fentine Acetate	1	セロリ
			水酸化フェンチン Hydroxyde Fentine ( 水酸化物として発現 )	0.02	全果実、野菜

フェンバレレート Fenvalerateのみ	0.05	全果実、野菜	ガンマ HCH	0.02	果実、野菜
+フルベンジミン Flubenzimine	3	ブドウ		1	その他の
+フルアジフォップ-p-ブチル Fluazifop-p-Butyl	0.1	柑橘類、漿果、バナナ、brassicacees、球根野菜、根野菜、食用豆科、サラダ、トマト	グルフォシナード Glufosinate	0.5	柑橘類、漿果、バナナ、サクランボ、核果および種子果実はしばみ、クルミ、オリーブ、ニンジン、シコレ、キャベツ、ホウレンソウ、インゲン豆、レタス、ノデシャ、トウモロコシ、タマネギ
フルベンジミン Flubenzimine FLUDIOXYNIL	1 0.5	核および種子野菜 桃、アプリコット、ブドウ			
フルフェノキシウロン Flufenoxuron FLUQUINCONAZOLE	0.1 0.1	リンゴ、ブドウ リンゴ	グリフィオサート Glyphosate	50 3 2 0.1	野生のキノコ 乾燥グリーンピース 油用オリーブ、乾燥豆 その他の果実、野菜、食卓用オリーブ
フルメキーン Flumequine Flurochloridone FLUROXYPYR	0.1 0.05 0.02	種子果実 ニンジン リンゴ			
フルジラゾール Flusilazole	0.2 0.1 0.05 0.06	種子果実、ブドウ 核果 バナナ、トウモロコシ	ハロキシフォップ- (2-エトキシエチル) Haloxyfop- (2-Ethoxyethyl)	0.01	ブドウ
フルトリアフォル Flutriafol	0.05	トウモロコシ、エンドウ豆、シコレ	ハロキシフォブ-R-メチル Haloxyfop-R-Methyl	0.01	ブドウ
フォルペル Folpel	10	ワイン用ブドウ	ヘプタクロール Heptachlore (類似の酸化物を含む)	0.01	果実と野菜
フォメザフェン Fomesafen	0.05	インゲン豆	ヘプテノフォス Heptenophos	0.1	果実と野菜
フォノフォス Fonofos	0.5 0.2	ニンジン ラディッシュ	Hexachlorobenzene	0.05	野菜
FORMETANATE	5 0.1	イチゴ リンゴ	ヘキサコナゾール Hexaconazole	0.3 0.2 0.1	カシス、スグリ その他の果実
フォルモチオン Formothion	0.2 0.1	柑橘類 その他の果実、野菜			核果および種子果実、イチゴ、ブドウ、ニンジン、セロリ、玉キヤベツ、ホウレンソウ、ネギ、トマト、イチゴ
FOSETYL d'aluminium	2 1	キュウリ、ピクルス用小キュウリ、ズッキーニ アーティチョーク		0.05 0.02 0.01	バナナ、アーティチョーク、キュウリ、球根野菜 缶詰のグリーンピース アスパラガス
FUBFENPROX	0.2	リンゴ	ヘキサフルムロン Hexaflumuron	0.5	種子果実
フラチオカルブ Furathiocarbe ( フラチオカルブ中のカルボフラン および3-ヒドロキシカルボフランを 含む )	0.1 0.05	花キャベツ その他の果実	ヘキシチアゾクス Hexythiazox	0.5 0.2	種子果実、ブドウ、インゲン豆 柑橘類、桃、小型果実、ブラン その他の野菜
			マレイン酸ヒドラジト Maleic hydrazide (マレイン酸ヒドラジドとして)	30 10	ニンジン 球根野菜

発現された遊離および共役マレイン酸 ヒドрагидを指す)	1	その他の果実、野菜	ラムダ・シハロトリン Lambda-cyhalothrine	1	ホウレンソウ、香草、レタスおよび 類似の野菜
ヒメキサゾル Hymexazol イマザリル Imazalil	1 5 2 0.5 0.2 0.1 0.02	トマト 柑橘類(果実全体)、種子果実 メロン、バナナ(果実全体) トマト バナナの肉、皮が食用のウリ科 柑橘の肉、シコレ根 その他の果実		0.2 イ	イチゴ、アプリコット、桃、春タマ ネギ、エンドウ豆、ブドウ、アーテ
IMIDACLOPRIDE	0.3 0.1 0.05	アプリコット、種子果実、桃 メロン プラム		0.1 0.05 0.02	チョーク、セロリ、玉キャベツ、イ ンゲン豆、ネギ、ナス科の野菜 種子果実、サクランボ、プラム、ブ ロッコリー、皮が食用のウリ科、グ ーズベリー、カリフラワー、ラディ ッシュ 芽キャベツ、クルミ、皮が非食用の ウリ科 その他の果実、野菜
イプロジオン Iprodione	10 5 3 2 1 0.5 0.3 0.1 0.05 0.02	イチゴ、種子果実、スグリの実 グーズベリー、コケモモ、ブドウ 細断葉味草、レタスおよびその類似 の野菜 核果、キイチゴの実、キウイ、 玉キャベツ、インゲン豆、 春タマネギ以外の球根野菜、 ナス科の野菜、レモン、白菜 春タマネギ、バナナ ニンジン、皮が食用のウリ科の野菜 エンドウ豆 芽キャベツ、テンサイ ニンジン、ラディッシュ、メロン 乾燥豆類、リュバーブ、クルミ、グ リンピース カブキャベツ、ワサビダイコン、 パースニップ カリフラワー その他の果実や野菜	リヌロン Linuron LUFENURON マラチオン Malathion(酸化派生物 を含む) メカルバーム Mecarbame Mepronil メルカプトイメツール Mercapto-dimethur(メルカプトイメツール 中のスルホキシドおよびスルホンを 含む) メタラキシル MetalaxyI	0.02 1 0.5 3 2 0.5 0.05 5 0.2 0.1 2 1	ニンジン、エンドウ豆 ブドウ リンゴ、ナシ その他の野菜 柑橘類 その他の果実、野菜 果実、野菜 レタスおよび類似の野菜 レタス 漿果、その他の野菜 食卓用ブドウ 種子果実、ワイン用ブドウ、レタス イチゴ、キュウリ、グレープフルーツ、オレンジ、タマネギ、エシャロット トマト、皮が食用のウリ科、メロン、 西瓜、ネギ ブロッコリー、カリフラワー 野菜 キュウリ 玉キャベツ、トマト、エンドウ豆、 インゲン豆 核果、プラム
イソフェンフォス Isophenphos (この中に類似の酸化物を含む)	0.1 0.05	バナナ キャベツ、シコレ、インゲン豆、 トウモロコシ			
イソキサベン Isoxaben	0.02	核果および種子果実、スグリの実、 キウイ、ブドウ、アスパラガス、 球根野菜	メタルデヒド Metaldehyde	0.2 0.1 5	トマト、皮が食用のウリ科、メロン、 西瓜、ネギ ブロッコリー、カリフラワー
ISOWAFLUTOLE	0.05	トウモロコシ	メタミドフォス Methamidophos	1 0.5 0.3	野菜
KRESOXIH METYL	1 0.1	ブドウ 種子果実			

	0.1 0.05 0.01	柑橘類、ナス、レタス 種子果実、桃 その他の果実と野菜	NUARIMOL	0.2 0.05	ナシ
メチダチオン Methidathion	2 1 0.5 0.3 0.2 0.05 0.02	柑橘類 オリーブ ブドウ 種子果実 核果 クルミ その他の野菜・果実、サクランボ	オフラース Ofurace オメトアート Omethoate	1 0.4 0.2 0.1	核果、リンゴ、ブドウ、メロン バナナ
メトミル Methomyl (メトミル中のオキシムを含む)	2 1 0.6 0.2 0.05	香草 レモン、ライム、ミカン、 ワイン用ブドウ、 グレープフルーツ、オレンジ、メロン、 プラム、トマト、ナス 種子果実、アプリコット、桃 食卓用ブドウ、皮が食用のキュウリ	オルトフェニルフェナート・ナトリウム Sodium Orthophenylphenate オルトフェニルフェノール Orthophenylphenol (オルトフェニルフェノールとして発現)	12	ブドウ アーティチョーク、シコレ その他の果実と野菜 柑橘類、漿果、サクランボ、 ホウレンソウ、根野菜
メトプレン Methoprene メトキシクロール Methoxychlor メトリブジン Metribuzine メビンフォス Mevinphos (シス型およびトランス型異性体の合計)	0.5 0.01 0.1 0.5 0.2 0.1	キノコ 果実と野菜 アスパラガス、トマト その他の核果、葉野菜 アプリコット、柑橘類、種子果実 その他の果実と野菜	オリザリン Oryzalin オキサディアゾン Oxadiazon オキサジキシル Oxadixyl オキサミル Oxamyl (オキサミル中のオキシムを含む) オキシデメトン・メチル Oxydemeton-Methyl	0.02 0.05 1 0.5 0.2 0.2	核果および種子果実、キウイ、ブドウ 果実 ブドウ、レタス、シコレ トマト アーティチョーク バナナ
モノクルトフォフ Menocrotophos MONOLINURON	0.2 0.02	柑橘類、種子果実、ブドウ ホウレンソウ	OXYFLUORFENE パクロブトラゾル Paclobutrazol	0.02 0.5 0.02	デメトン-s-メチルを参照のこと 果実、野菜
ミクロブタニル Myclobutanil	1 0.5 0.3 0.2 0.02 0.01	カシス アーティチョーク 核果 イチゴ、種子果実、ブドウ、ウリ科の野菜、ニンジン フタナミソウ、セイヨウゴボウ シコレ	パラクワット Paraquat パラチオン Parathion (類似の酸化物を含む)	0.05 0.5 0.2 0.05	アーモンド、核果、ブドウ その他の果実 ブドウ 果実と野菜 果実と野菜 リンゴ 桃、アプリコット、プラム
ナレド Naled ナプロパミド Napropamide ネブロン Neburon ニトロフェン Nitrofene	0.2 0.1 0.05 0.1	果実と野菜 核果および種子野菜 果実と野菜 野菜	パラチオン・メチル Parathion-methyl (類似の酸化物を含む) ペンコナゾール Penconazole	0.2 0.2 0.1 0.05	イチゴ 核果 種子果実、ブドウ、メロン
ニトロタール・イソプロピル Nitrothale-Isopropyl	1	種子果実	ペンシクロン Pencycuron	2	レタス等サラダ用野菜
ノルフラゾーン Norflurazone	0.05	桃、リンゴ、アプリコット、プラム	ペンヂメタリン Pendimethaline ラワー、	0.05	ニンジン、ヤマイモ(塊茎)、カリフ

ペルメトリン Permethrine		リンゴ、ブドウ	5	ブドウ、レタスおよび類似の野菜、イチゴ、キウイ
	1	イチゴ、玉キャベツ、核果、種子果実、キウイ、ブドウ、葉キャベツ、ホウレンソウおよび類似の野菜	2	その他の核果物、チコリ
	0.5	柑橘類、インゲン豆、ネギ、ナス科の野菜	1	ウリ科の野菜、インゲン豆、ナシ
	0.1	アーモンド、カブ根セロリ、花キャベツ、ウリ科の野菜、トウモロコシエンドウ豆、ラディッシュ	0.3	グリーンピース
	0.05	その他の果実と野菜	0.2	球根野菜（春タマネギを除く）
ペルメトリン Permethrine (異性体の合計)	2	セロリ、香草、レタスおよび類似の野菜	0.05	クルミ
		リュバーブ	0.02	その他の野菜・果実、サクランボ
フェンメジファム Phenmediphame	0.1	イチゴ、ビート、ホウレンソウ	プロフェノフォス Profenofos	0.2
PHORATE	0.05	果実、野菜		0.1
フォサローン Phosalone	2	種子果実、桃	プロメトリン Prometryne	0.2
	1	柑橘類、イチゴ、その他の果実と野菜		0.02
	0.2	クルミ	プロパモカルブ Propamocarbe	5
	0.1	オリーブ、根野菜、アーモンド、ハシバミ		3
フォスエチル・アルミニウム Phdsethyl-Aluminum (エチルfosfateとして発現) 括弧中の値は亜磷酸にかんするもの)	5(50)	柑橘類、イチゴ、ブドウ、レタス類等サラダ用野菜	プロパキザフォップ Propaqizafop	0.05
	1(25)	パイナップル、リンゴ、シコレ、トマト	プロバルジット Propargite	3
フォスマット Phosmet (類似の酸化物を含む)	10	キウイ		2
フォスマミド Phosmidion (EおよびZ異性体およびN-デスエチールの合計)	2	種子果実	プロピコナゾール Propiconazole	0.5
	0.15	果実と野菜		0.2
PIRIMIPHOS-METHYL	2	ワイン用ブドウ、キノコ		0.1
	1	トマト、メロン、ピーマン	PROPOXUR	0.05
	0.1	キュウリ		1
プロクロラズ Prochloraz (プロクロラズ中の2,4,6-トリクロロフェノールを含む)	2	キノコ	プロビザミド Propyzamide	0.5
プロシミドン Procymidone	10	フランオワーズ		0.3
			ピラゾフォス Pyrazophos	0.1
			ピレトレス Pyrethres	1
			ピリダベン Pyridabene	0.1
			ピリダフェンチオン Pyridafenthion	1
				リンゴ、ブドウ、アプリコット、桃
				ブドウ

ピリフェノクス Pyflfenox	0.1 0.05	リンゴ 核果、ブドウ	Fluvalinate	0.5 0.2 0.1 0.02	ブドウ、梨 種子果実 アプリコット、桃、トマト ニンジン、花キャベツ、玉キャベツ、 メロン、エンドウ豆
PYRIMETHANIL	2 1 0.5 0.2	ブドウ イチゴ、トマト アプリコット リンゴ	テブコナゾール Tebuconazole	0.5 0.3 0.2 0.05 1 0.5 0.5 0.2 0.3 0.5 0.01 0.02	ブドウ アプリコット リンゴ アスパラガス ブドウ リンゴ、ブドウ、種子果実 種子果実、ナシ、リンゴ ブドウ、ブドウ、桃、プラム シコレ、レタス等サラダ用野菜 梨、リンゴ 果実と野菜 バナナ
ピリミカルブ Pyrimicarbe (デスマチルおよびメチルアミン類似物を含む)	0.5	果実と野菜	TEBUFENOSIDE	1 0.5 0.5 0.2 0.3 0.5 0.01 0.02	ブドウ リンゴ、ブドウ、種子果実 種子果実、ナシ、リンゴ ブドウ、ブドウ、桃、プラム シコレ、レタス等サラダ用野菜 梨、リンゴ 果実と野菜 バナナ
ピリミフォス・エチル Pyrimiphos-Ethyl (類似酸化物およびN-デスエチルを含む)	0.01	果実と野菜	テブフェンピラド Tebufenpyrad	0.5 0.5 0.2 0.3 0.5 0.01 0.02	テクナゼン Tecnazene テフルベンズロン Teflubenzuron テップ Tepp テルブフォス Terbufos (テルブフォス中の酸化派生物、スルホキシドおよびスルホンを含む)
ピリミフォス・メチル Pyrimiphos-Methyl (類似酸化物およびN-デスエチルを含む)	2 1 0.05	キウイ、ミカン、芽キャベツ その他の柑橘類、ニンジン、 Choux a infloreson その他の果実と野菜 全果実・野菜	テルブメトン Terbumeton テルブチラジン Terbutylazinne テルブトリン Terbutryne テトラクロルビンフォス Tetra-chlorvinphos TETRACONAZOLE	0.1 0.1 0.02 2 0.5 0.3 0.2 2 0.2 15 10 5 0.1 0.05	ブドウ ブドウ、リンゴ エンドウ豆 果実 野菜 種子果実 リンゴ、ブドウ 核果および種子果実、ブドウ ウリ科の野菜 アボカド パパイヤ、キノコ 柑橘類、リンゴ、ナシ、バナナ、 イチゴ、種子果実、プロッコリー、 マンゴー <sup>クルミ</sup> その他の果実、野菜、イチゴ METHOHL を参照のこと
QUINALPHOS	0.05	ブドウ	テトラジホン Tetradifon テトラスル Tetrasul チアベンダゾール Thiabendazole	2 0.2 15 10 5 0.1 0.05	ペノミルを参照のこと
QUINOXYFEN	0.5	シコレ、レタス等サラダ用野菜	チオジカルブ Thiodicarb (チオジカルブ中のメトミルおよびそのオキシムを含む)	2 0.2 15 10 5 0.1 0.05	チオファナート・メチル Thiophanate-Methyl (カルベンダジムとして発酵する)
キントゼン Quintozene (ペンタクロロアニリンを含む)	0.5	枝セロリ、パセリ 漿果、小果実、桃、リンゴ、ニンジン	トリフルアニド Tolyfluanide トラロメトリン Tralomethrine	2 0.2 0.1	種子果実 ブドウ、エンドウ豆 桃、玉キャベツ
キザロフォップ・エテル Quizalofop-Ethyl	0.1 0.05	キャベツ、ホウレンソウ、球根野菜 茎野菜、レンズ豆、レタス等サラダ用野菜、トマト、種子果実、プラム ナス、カブ、イチゴ、メロン、カンゾウ用グリーンピース、タミナ草 ピーマン、ラディッシュ			
ロテノン Rotanonne	0.05	果実と野菜			
セトキシジム Sethoxydime	0.5	果実と野菜			
シマジン Simezine	1	アスパラガス			
0.1	カシス、エゾイチゴ、種子果実、 ブドウ、トウモロコシ				
硫黄 Sulfur	50	果実と野菜			
スルホサート Sulfosate	0.1	核果および種子果実、ブドウ			
スルフォテップ Sulfotep	0.2	果実、その他の野菜			
0.1	キノコ				
SPIRPXAMINE	0.5	ブドウ			
2,4,5-T	0.05	果実と野菜			
タウ・フルバリナート Tau-	1	レタスおよびその他のサラダ用野菜			

トリアジメホン Triadimefone	0.05 2 1	ブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、レタス パイナップル その他の果実、ウリ科の野菜	0.3 0.05	グリーンピース その他の果実、野菜
トリアジメノル Triadimenol	2 1 0.2 0.1	パイナップル アプリコット、プラム、メロン ブドウ バナナ	ビンクロゾリン Vinclozoline (ビンクロゾリン中のビンクロゾリンおよび3,5-ジクロロアニリンを含む) pyriphos-Ethyl クロルピリフィオス・メチル Chlor-pyriphos-Methyl シクロキシデム Cycloxydime CYFLUTHRINE シモキサニル Cymoxanil シペルメトリン Cypermethrine Daminozide DDT (同位体 pp'-DDT, op'-DDT pp'-DDE, pp'-TDE 合計) デルタメトリン Deltamethrine 新ジャガイモ クロルベンジド Chlorbenzide*	10 2 0.5 0.05 1 0.02 1 0.05 0.02 0.05 0.5 0.01 1994年06月16日付け省令、1996年11月18日 付け省令、1998年09月01日付け省令、2001年2月8日付け省令により改定)
トリアラート Triallate (トリアラート中のジアラートを含む)	0.1	果実と野菜	(1)ジャガイモ	保存用
TRIAZAMATE TRIAZOPHOS	0.02 0.02	エンドウ豆 その他の果実、野菜		
トリクロルフォン Trichlorfon トリデモルフ Tridemorphe トリフルムロン Triflumuron	0.5 0.1 1	種子果実、野菜 バナナ 梨、リンゴ		
トリフルラリン Trifluraline ベツ	0.05 0.01	アーティチョーク、ニンジン、キャ タマネギ、トマト エンドウ豆		
トリフォリン Triforine (トリフォ リン中のクロラルにより決定される)	2 1 0.5 0.05	種子果実、アプリコット、桃、サク ランボ、スグリ、カシス プラム 皮が食用のウリ科 その他の果実、野菜		
TRISULFURON METHYLE	0.05 0.02	バナナ チコリ		
バミドチオン Vamidothion (バミ ドチオン中のスルホキシドおよび スルホンを含む)	1 0.5 0.05	プラム 種子果実 その他の果実、野菜		
ビンクロゾリン Vinclozoline (ビンクロゾリン中のビンクロゾリ キンおよびすべての3,5-ジクロロアニ リンに変質する代謝産物を含む)	10 5 3 2 1 0.5	キウイ ブドウ、レタスおよび類似の野菜、 イチゴの実、巣の着、イチゴ ナス科の野菜 アプリコット、桃、ハクサイ、シコ レ、インゲン豆、エンドウ豆 種子果実、ウリ科の野菜、球根野菜 サクランボ、莢むきインゲン豆	アルディカーブ Aldicarbe アセフェート Acephate AMIDOSULFURON アミノトリアゾール Aminotriazole AMITAZE アラマイド Aramite* アジクシストロビン Azoxystrobine BENFURACARBE BENOMYL, CARBENDAZIME, THIOPHANATE-METHYL アトラジン Atrazine バブラン Babrane* ベナラキシル Benalaxyd ビナパクリル Binapacryl ブロモフォス・エテル Bromophos- Ethyl	0.5 0.02 0.05 0.05 0.02 0.01 0.05 0.05 0.05 0.1 0.1 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05

メチル臭化物 Methyl bromide	0.05	FLUAZINAME	0.02
カンフェクロール Camphechlore	0.1	ノルアジフォップ-p-ブチル Luazi-	0.1
カプタホール Captafol	0.02	fiop-p-Butyl	
CARBOFURAN	0.1	フルクロロリドン Flurochloridone	0.05
CARBOSULFAN	0.05	FLUTOLANIL	0.1
クロルブハム Chlorbufame*	0.05	FOSTHIAZATE	0.05
クロルフェンソン Chlorfenson	0.01	フラチオカルブ Furathiocarbe	0.05
クロルメクワット Chlormequat	0.05	(カルボフランとして発現されるカ ルボフランおよび3-ヒドロキシカルボ フランを含む)	
クロロベンジレート Chlorobenzilate*	0.02	グルフォジナート Glufosinate	0.5
クロロタロニル Chlorothalonil	0.01	グリフォサート Glyphosate	0.1
クロロクスロン Chloroxuron*	0.05	ヘプタクロール Heptachlore (類似 の酸化物を含む)	0.01
クロロプロファム Chlorprophame	5	HEXAFLUMURON	0.02
(クロロプロファム中のプロファム を含む)	0.5	KRESOXIM METHYL*	0.01
クロルピリフォス・エテル Chlor-	0.05	マレイン酸ヒドラジド Maleic	50
ジアラート Diallate	0.05	hydrazine (マレイン酸ヒドラジド として発現された遊離および共役マレ イン酸ヒドラジドを指す)	1
ジアジノン Diazinon	0.02	イマザリル Imazalil	5
エチレン二臭化塩 Ethylene dibromide	0.01	イプロジオノン Iprodione	0.02
DICOFOL	0.02	ラムダ・シハロトリン Lambda- cyhalothrine	0.02
ジクロルプロップ Dichlorprop	0.05	MECARBAM	0.05
DIMETHOMORPHE	0.02	METALAXYL	0.05
デルタメトリン Deltamethrine	0.05	メタミドフォス Methamidophos	0.01
ジノセブ Dinosebe	0.05	METHIDATION	0.02
ジオキサチン Dioxathion	0.05	METHOHYL	0.05
ジクアット Diquat	0.05	METOLACHLORE	0.1
DISULFOTON	0.02	メトリブジン Metribuzine	0.1
ジチオカルバマテス Dithiocarba- matest (エチレン・ピス[ジチオカル バマテス]のみ。二硫化炭素として発 現)	0.05	オフラース Ofurace	0.05
エンドリン Endrine (エンドリンと デルタセトエンドリンの合計)	0.01	オキサジキシル Oxadixyl	0.1
エンドスルファン Endosulfan	0.05	OXYDE DE FENBUTATIME	0.05
エスフェンバレレート Esfenvalerate	0.02	ペルメトリン Pernethrine (異性物 の合計)	0.05
ETHEPHON	0.05	PHORATE	0.05
エトプロフォス Ethoprophos	0.01	プロシミドン Procymidone	0.02
FENARIMOL	0.02	プロパモカルブ Propamocarbe	0.1
フェンブタチニン酸化物 Fenbutatin-oxyde	0.05	プロパキザフォップ Propaquizafop	0.05
フェンクロルフォス Fenchlorphos	0.01	プロファム Prophame (クロルプロ ファムとして発現されるクロルプロ ファムと共に)	0.02
(類似の酸化物を含む)		PROPICONAZOLE	0.05
フェニトロチオン Fenitrothion	0.01	PROSULFOCARBE	0.02
FENTHION	0.02	PROPOXUR	0.05
FENTINE	0.1		
フェンバレレート Fenvalerate	0.05		
(異性体の合計)			
		不要部分を取り除いたジャガイモ	

PROPYZAMIDE	0.02
ピリミカルブ Pyrimicarbe	0.02
(デスマチルおよび類似のメチルア ミンを含む)	
PYRIMIPHOS METHYL	0.05
キナルホス Quinalphos	0.05
キザロフォップ・エチル Quizalofop- Ethyl	0.05
2,4,5-T	0.05
テップ Tepp	0.01
チアベンダゾール Thiabendazole	5 0.1
THIODICARBE	ジャガイモ全体、洗って皮をむいた
THIOPHANATE-METHYL	METHOMYL 参照
TRIAZAMATE	BENOMYL 参照
TRIFORINE	0.02
ビンクロゾリン Vinclozoline	0.05
(ビンクロゾリン中のビンクロゾリン およびすべての3,5-クロロアニリンに変質 する代謝産物を含む)	

注) \*印はフランスでの使用が認可されていないもの  
(92年8月5日付け省令、付表 94年6月16日付け省令  
96年11月8日付け省令、98年9月1日付け省令、2001年2月9日付け省令により改  
定)

### 3.2.3 残留放射能基準

#### EU

EU では、食品の放射能汚染に関して、放射性元素ごとの許容レベル(EEC 規則第 3954/87 号付表 I)、特定食品における許容レベル(EEC 規則第 944/89 号付表)、家畜用の食品における許容レベル(EEC 規則第 770/90 号)、放射能汚染が起こった場合の許容レベル(EEC 規則第 3954/87 号)が定められおり、フランス国内における措置はこれに準ずるものとされている。

#### フランス

フランス国内では、公衆衛生法 L.636 条が食品および化粧品への放射性物質の添加を禁止しており、残留放射能については上記の欧州指令に準ずる措置がとられている。

EEC 規則第 3954/87 号付表 I

Radio-élément (Bq/kg ou Bq/l)	Aliments pour nourrissons (5)	Produits laitiers (4)	Autres denrées alimentaires à l'exception de celles de moindre importance (5)	Liquides destinés à la consommation (6)	Aliments pour bétail (2)
Isotopes de strontium, notamment Sr-90	75	125	750	125	—
Isotopes d'iode, notamment I-131	150	500	2 000	500	—
Isotopes de plutonium et d'éléments transplutoniens à émission alpha, notamment Pu-239 et Am-241	1	20	80	20	—
Tout autre nucléide à période radioactive supérieure à 10 jours, notamment Cs-134 et Cs-137 (7)	400	1 000	1 250	1 000	—
(1) Le niveau applicable au produits concentrés ou sèches est calculé sur la base du produit reconstitué prêt à la consommation. Les États membres peuvent formuler des recommandations concernant les conditions de dilution en vue d'assurer le respect des niveaux maximaux admissibles fixés.					
(2) Les niveaux maximaux admissibles pour les aliments pour bétail sont déterminés étant donné que ces niveaux sont destinés à contribuer au respect des niveaux maximaux admissibles pour les denrées alimentaires, qu'ils ne peuvent pas à eux seuls assurer ce respect en toute circonstance et qu'ils ne réduisent pas l'obligation de contrôler les niveaux existant dans les produits d'origine animale destinés à la consommation humaine.					
(3) On entend par aliments pour nourrissons, les denrées alimentaires destinées à l'alimentation des nourrissons pendant les 4 à 6 premiers mois, qui satisfont en elles-mêmes aux besoins alimentaires de cette catégorie de personnes et sont présentées pour la vente au détail dans des emballages aseptisés rezémasillables et munis de l'étiquette « préparation alimentaire pour nourrissons ».					
(4) On entend par produits laitiers, les produits relevant des codes NC suivants, y compris, le cas échéant, les adaptations qui pourraient ultérieurement leur être apportées : 0401, 0402 (sauf 0402.2911).					
(5) Les denrées alimentaires de moindre importance et les niveaux correspondants qui doivent leur être appliqués sont déterminés (voir 215-72).					
(6) Liquides destinés à l'alimentation, tels que définis au code NC 2009 et au chapitre 22 de la nomenclature combinée. Les valeurs sont calculées compte tenu de la consommation d'eau courante et les mêmes valeurs devraient être appliquées à l'apérisonnement en eau potable suivant l'appréciation des autorités compétentes des États membres.					
(7) Le carbone 14, et le tritium ne sont pas compris dans ce groupe.					

EEC 規則第 944/89 号付表

Code NC	Désignation	Code NC	Désignation
0703 2000	Aubx (à l'état frais ou réfrigérés)	0910	Gingembre, safran, curcuma, thym, feuilles de laurier, curc et autres épices
0709 5200	Truffes (à l'état frais ou réfrigérées)	1106 20	Parines et semences de sagou, des racines ou tubercules du n° 0714
0709 90 40	Cipres (à l'état frais ou réfrigérées)	1106 14 00	Fécule de manioc (cassave)
0711 3000	Cipres (conservées provisoirement, mais imprégnées à l'alimentation en l'état)	1210	Cônes de houblon frais ou secs, même brûlés, moulu ou sous forme de pellets ; houblone
0712 3000	Truffes (sèches, même coupées en morceaux ou en tranches ou bien broyées ou pulvérisées, mais non autrement préparées)	1211	Plantes, parties de plantes, graines et fruits des espèces utilisées principalement en parfumerie, en médecine ou à usages insecticides, parasitaires ou similaires, frais ou secs, même coupés, concassés ou pulvérisés
0714	Racines de manioc, d'arrow-root ou de salapi, topinambours, patates douces et racines et tubercules similaires à haute teneur en féculé ou en inoligne, frais ou sèches, même débités en morceaux ou agglomérés sous forme de pellets, moelle de sagouinier	1301	Gomme laque, gommes, résines, gommes-résines et baumes, naturels
0814 40 00	Écorces d'agrumes ou de melons (y compris de pastèques), fraîches, congelées, préservées dans l'eau sucre, soufrée ou additionnée d'autres substances servant à assurer provisoirement leur conservation ou bien séchées	1302	Suc et extrait végétaux; matières pectiques, pectinates et pectates; agar-agar et autres mucilages et épaississants dérivés des végétaux, même modifiés
0903 00 00	Maté	1504	Grasines et huiles et leurs fractions, de poisson ou de mammifères marins, même raffinées, mais non chimiquement modifiées
0904	Poivre (du genre <i>Piper</i> ), piments du genre <i>Capsicum</i> ou du genre <i>Pimentum</i> , sèches ou broyées ou pulvérisées	1604 30	Caviar et ses succédanés
0905 00 00	Vanille	1801 00 00	Cacao en fèves et brisures de fèves, bruts ou torréfiés
0906	Cannelle et fleurs de cannelier	1802 00 00	Copales, pellicules (pelures) et autres déchets de cacao
0907 00 00	Géranfles (antofles, diou et griffes)	1803	Pâte de cacao, même dégraissée
0908	Notes muscadées, stacs, amomos et cardamomes	2003 20 00	Truffes, préparées ou conservées autrement qu'au vinaigre ou à l'acide acétique
0909	Graines d'ants, de badiase, de fenouil, de coriandre, de cumin, de curvi; baies de genièvre	2006 00	Fruits, écorces de fruits et autres parties de plantes, confits au sucre (équarries, glacés ou cristallisés)
		2102	Levures (vivantes ou mortes), autres micro-organismes unicellulaires morts (à l'exclusion des vaccins du n° 3002); poudres à lever préparées
		2936	Provitaminis et vitamines, naturelles ou reproduites par synthèse (y compris les concentrats naturels), ainsi que leurs dérivés utilisés principalement en tant que vitamines, mélangés ou non entre eux, même en utilisations quelconques
		3301	Huiles essentielles (désépénées ou non), y compris celles dites « concrètes » ou « absolues »; résines; solutions concentrées d'huiles essentielles dans les graisses, les huiles fixes, les cires ou matières analogues, obtenues par enflouage ou macération; sous-produits terpéniques résiduels de la désépénéation des huiles essentielles; eaux distillées aromatiques et solutions aquatiques d'huiles essentielles

### 3.3 保存処理に関する規定

#### 3.3.1 放射線照射

関連法令については 2 の II 「食品表示」の放射線照射食品を参照。

放射線照射処理を施すことが許可されている食品は以下のとおりである。( )内は関連省令。

- ・ニンニク (84 年 6 月 21 日付け省令)
- ・カゼイン、カゼイナート (91 年 7 月 17 日付け省令)
- ・機械で切断された鳥肉 (85 年 2 月 6 日付け省令)
- ・冷凍されたカエルのもも肉 (88 年 5 月 3 日付け省令)
- ・アラビアゴム (85 年 5 月 17 日付け省令)
- ・冷凍したハーブ類 (90 年 5 月 15 日付け省令)
- ・スパイス、香料 (82 年 9 月 1 日付け省令、86 年 1 月 6 日付け省令)
- ・乾燥野菜 (85 年 5 月 17 日付け省令)
- ・乾燥果実 (88 年 1 月 6 日付け省令、91 年 7 月 17 日付け省令)
- ・研究用動物の飼料 (75 年 10 月 17 日付け省令)
- ・血、血漿、乾燥した血餅 (86 年 11 月 19 日付け省令)
- ・冷凍したムキエビ (90 年 10 月 2 日付け省令)
- ・卵の白身 (90 年 10 月 1 日付け省令)
- ・乳製品向け穀物のひき割り / 幼芽 (85 年 5 月 17 日付け省令)
- ・米粉 (88 年 11 月 4 日付け省令)
- ・鳥肉 (90 年 8 月 27 日付け省令)
- ・イチゴ (88 年 12 月 29 日付け省令)
- ・牛の初乳 (92 年 1 月 9 日付け省令)
- ・生乳カマンベール(93 年 3 月 23 日付け省令)

#### 3.3.2 冷凍

EU

- ・総則: 88 年 12 月 21 日付け EEC 指令第 89/108 号
- ・92 年 1 月 13 日付け EEC 指令第 92/1 号: 冷凍食品の輸送と保管における温度管理規定
- ・92 年 1 月 13 日付け EEC 指令第 92/2 号: 冷凍食品の温度管理に関するサンプル検査と分析の方法

### フランス

- EEC 指令第 89/108 号は、91 年 12 月 3 日付け政令第 91-1230 号(64 年 9 月 9 日付け政令第 64-949 号改定)および 92 年 12 月 18 日付け省令によって国内法に適用された
- EEC 指令第 92/1 号は、輸送については 74 年 2 月 1 日付け省令が、保管については 80 年 6 月 18 日付け省令が、消費者に直接渡る食品については 95 年 5 月 9 日付け省令が、規制対象を同じとしている
- EEC 指令第 92/2 号は、DGCCRF(経済財政省の消費・競争・不正防止総局)の 93 年 10 月 20 日付け局内通達第 959 号と内容を同じとしている
- また、97 年 11 月 5 日付け政令第 97-1016 号(64 年 9 月 9 日付け政令第 64-949 号改定)は、EEC 指令第 92/1 号と第 92/2 号の内容を取り入れ、製品カテゴリーごとの保存方法と温度管理検査方法について省令が定めるよう指示している

フランス国内では、以下のことが義務付けられている。

- 冷凍食品の製造者、流通業者、卸売業者は県知事への事業申請を義務とする
- 急速冷凍処理に関する品質規定として、新鮮な状態で冷凍すること、ユーザーに売却するまで製品温度を常に -18 ℃ かそれより低く維持すること、輸送の際あるいは販売店舗の冷凍設備に保管する作業の際には製品の温度上昇は 3 ℃ 以内を許容値とすること等が定められている(64 年 9 月 9 日付け政令。91 年 12 月 3 日付け政令および 97 年 11 月 5 日付け政令によって改定)
- 流通に際しては、上記の保存温度基準に加え、輸送車輌および倉庫内の温度記録とその保管の義務、小売店に対する温度計の設置義務規定がある(同上政令)

### 3.3.3 薫蒸

#### EU

- 78 年 12 月 21 日付け EEC 指令第 79/117 号、89 年 5 月 30 日付け EEC 指令第 89/365 号によって一部改定(植物製品に対する酸化エチレンの使用を禁止)

#### フランス

- 86 年 8 月 4 日付け省令

薰蒸に使用できるガスの種類、薰蒸業者の事業許可条件、薰蒸における環境保護・労働環境・事後処理条項、薰蒸施設の認可条件などが定められている。

表 1. 臭化メチルによる処理を許可されている植物・植物性製品(86年8月4日付け省令付表I)

植物・植物性製品	臭素イオンの濃度の上限(mg / kg)
<b>生鮮野菜</b>	
サラダ	100
トマト	50
ジャガイモ	30
その他の生鮮野菜	30
乾燥野菜(乾燥キノコも含む)	50
<b>生鮮果実</b>	
生鮮果実	20
柑橘類	20
落花生	50
栗、クルミ、その他の殻つき果実	100
<b>乾燥果実</b>	
イチジク、ナツメヤシ、干しブドウ	100
プラム	30
穀物(米、トウモロコシを含む)および穀物製品	50
<b>その他</b>	
カカオ	50
茶	50
香料植物	200
スパイス	200

表2. 燐化水素(ホスフィン)による処理を許可されている植物・植物性製品(86年8月4日付け  
省令付表II)

Dénomination	Tarif douanier	Dénomination	Tarif douanier
I. — DENRÉES BRUTES.		C. — Café, thé, épices	
A. — Légumes		Café en capsules	09-01 ex B
À l'état frais :		Café en grains, torréfié ou non	09-01 ex A
— pommes de terre	07-01 A	Thé	09-02
— oignons, échalotes et aulx	07-01 H	Épices	09-04 à 09-10 inclus
— tomates	07-01 M	D. — Céréales y compris le riz et le maïs	Toutes les positions du chapitre III
À come secs, écosés, même décorticqués ou cassés	07-01	E. — Olivier, plantes à infusion	
Champignons secs	07-04 ex B	Graines de soja, colza, tournesol	Ex 12-01
B. — Fruits		Plantes à infusion	Ex 12-07
Fruits cuits secs, avec ou sans coque :		F. — Cacao en fèves	18-01
— dattes séchées	08-01 ex A	B. — PRODUITS SEMI-FINIS	
— bananes séchées	08-01 ex B	A. — Farines	
— ananas frais	08-01 ex C	De toutes céréales y compris maïs et riz	11-01
— avocats frais	08-01 ex D	De fèves	11-04 ex A
— mangues fraîches	08-01 ex H	De pommes de terre	Ex 11-05
Agrumes frais	Ex 08-02	B. — Grauau, semoule, germe de céréales	11-02
Autres fruits, frais ou secs :		Grauau et semoules de céréales	Ex 11-05
— figues séchées	08-03 B	Semoule de pommes de terre	11-02 ex G
— raisins secs	08-04 B	Germe de céréales	11-02 ex G
— amandes	08-05 A	C. — Assaissons et féculés (y compris de pommes de terre)	11-08 ex A
— noix diverses	08-01 E, 08-01 F, 08-01 G, 08-05 B, 08-05 E, 08-05 F	D. — Poudres	
— noisettes	08-05 ex G	De carotte	07-04 ex B
— pistaches	08-05 D	De cacao	18-05
— amandes	08-05 ex G	De fruits	Ex 08, ex 20-06
Fruits à pépins frais	08-06	E. — Sucre et sirop des fruits de céréales	23-02 ex A
Fruits à noyaux frais	08-07		
Pruneaux séchés	08-12 C		

この他、デルタメトリンの使用は、採油用のマメ科植物を除く保存用のマメ科の植物の処理、およびローストしていないコーヒー豆の処理に限り許可されている。(89年2月10日付け省令)

### 3.4 食品に直接触れる素材に関する規定

#### EU

食品に直接触れる素材が人の健康と食品の品質に与える影響は重要であるとして、既に 76 年には EU レベルの法令が制定された(76 年 11 月 23 日付け EEC 指令第 76/893 号)。その後同指令は 89 年 12 月 21 日付け EEC 指令第 89/109 号に置き換えられた。これらを踏まえ、98 年 12 月 21 日付け EEC 指令第 89/109 号が素材に関する枠組み指令として設置された。

#### フランス

フランスでは「食品に直接触れる素材および物質」に関する政令(92 年 7 月 8 日付け政令第 92-631 号)が発令された。同政令は、消費、産業、農水、保健各省の共同省令によって食品に直接触れる素材と物質に関する規定をカテゴリー別に定めている。

原則として使用を許可されている物質は、色素・着色剤、コーティング剤、金属素材(計量機器・保存容器)、木・紙・厚紙素材、プラスティック・セルロースフィルム、ゴム・シリコン材、セラミックその他に分類され、それぞれに許可物質のリスト、また使用基準量あるいは製造条件等の規制が設けられている。

##### < 色素、着色剤 >

###### ・許可されている有機物

(71 年 5 月 26 日付け通達、82 年 7 月 5 日付け通達)

###### ・セルロース系フィルムの色素

(78 年 5 月 29 日付け通達)

##### < 金属 >

###### ・ステンレス(76 年 1 月 13 日付け省令)

-クロムを 13% 以上含むこと

###### -許容含有最大量

タンタル、ニオブ、ジルコニウム: 各 1%

モルブデン、チタン、アルミニウム、銅: 各 4%

###### ・アルミニウムおよびアルミニウム合金(87 年 8 月 27 日付け省令)

-アルミニウムの場合は、99% 以上の純度でなければならない

-残る 1% を構成する物質については、物質ごとに制限が設けられている。各々の合計重量が全体の 1% を超えてはならない。

\*鉄 + シリシウム < 1%

\*チタン 0.15%

\*クロム、亜鉛、銅、マンガン、ニッケル、エタン 各 0.10%  
\*鉛、タリウム、ベリリウム、その他の不純物質 各 0.05%  
-アルミニウム合金については、混合物・不純物質の許容量は以下のとおり。  
\*シリシウム 13.5%  
\*マグネシウム 11%  
\*マンガン 4%  
\*ニッケル 3%  
\*鉄 2%  
\*銅 0.6%  
\*アンチモン 0.4%  
\*クロム 0.35%  
\*チタン 0.3%  
\*ジルコニウム 0.3%  
\*亜鉛 0.25%  
\*ストロンチウム 0.2%  
\*エタン 0.1%  
\*ヒ素、タンタル、ベリリウム、タリウム、鉛、その他 各 0.05% (合計 0.15%)

#### <木材、紙・厚紙素材>

##### ・木材

未包装の食品に直接接してはならない。また、以下の食品には特別の規定がある。

- 肉屋、惣菜屋で販売される生鮮肉
- 鳥肉
- ウサギ、飼育された野きんぐの生鮮肉
- 肉製品
- 漁産物
- 乳製品
- 冷蔵食品
- 腸

##### ・紙・厚紙

###### 使用禁止

\*食品が直接に触れる素材にワンプ(損紙)、壁紙の使用は禁じられている。

\*食品が直接、間接に触れる素材に鉛塩、ヒ素でモワレ加工されたワンプ、壁紙の使用は禁じられている。

###### 使用制限

\*食品が直接触れる素材に手書きまたは印刷された紙を使用したものは、根、塊根、球

根、外皮のある果実、乾燥野菜、葉系野菜以外に使用するのは禁じられている。

#### 新しい包装紙の使用義務

\*パン、水分・油分を含む食品、紙に粘着する可能性のある食品(肉、鳥、魚、肉製品、バター、食用油、生鮮野菜、生鮮果実、菓子等)に直接触れる素材には、新しい白紙、ワラ紙、使用が許可されている着色料を使った色紙以外を使用することは禁じられている。

#### 塗料加工紙、硫酸紙の使用

\*塗料のうち、dibutyl-tertiare-paracresol(BNA)は0.2%を超えてはならない。

\*食品包装に使用される紙の原料に、有毒性のもの、または防腐剤を使用してはならない。

<プラスチックへの使用が許可されている単量体および基リスト>  
(2003年1月2日付け省令付表)

Numéro référence	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
(1)	(2)	(3)	(4)
10010	000514-30-3	Acide alactique.	
10069	000075-07-0	Acétaldehyde.	
10099	000064-19-7	Acide acétique.	
10120	000318-05-8	Acétate de vinyl.	
10150	000108-24-7	Acrylonitrile acétique.	LMS (1) = 0 mg/kg (2).
10210	000074-86-2	Acrylène.	LMS = 12 mg/kg.
10630	000079-06-1	Acrylamide.	
10890	015214-89-0	Acide 2-acrylamido-2-méthylpropanesulfonique.	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg). LMS = 0,05 mg/kg.
10990	000079-30-9	Acide acrylique.	
10750	002495-35-4	Acrylate de benzyle.	
10780	000141-52-2	Acrylate de méthyle.	
10810	002998-08-7	Acrylate de sec-butyle.	
10840	001663-39-4	Acrylate de tert-butyle.	
11000	000576-02-8	Acrylate de diisopentylacrylate.	QMS = 0,05 mg/5 dm <sup>2</sup> . LMS = 0,05 mg/kg (1).
11245	002156-97-0	Acrylate de dodecyle.	
11470	0001401-88-2	Acrylate d'éthyle.	
11510	0000198-61-1	Acrylate d'hexadecyle.	
11540	0000999-61-1	Acrylate de 2-hydroxypropyle.	
11590	000108-65-8	Acrylate d'isobutyle.	
11680	0000499-12-3	Acrylate d'isopropyle.	
11710	0000996-35-3	Acrylate de méthyle.	
11830	0000198-61-1	Monacrylate d'éthylenglycol.	
11960	0024969-59-4	Acrylate de isostyrene.	
11980	0000425-60-0	Acrylate de propyle.	
12100	000107-15-1	Acryonitrile.	
12130	000124-04-9	Acide adipique.	
12265	004074-90-2	Adipate de diméthyle.	QM = 5 mg/kg de PE. Uniquement comme comono-
12280	002035-75-8	Amides de adipique.	noméni.
12310		Alfanitrine: condensée par le formaldéhyde.	
12340		Monaminoles aliphatiques saturés, linéaires, pri-	
12375		marées (C <sub>9</sub> -C <sub>22</sub> ).	
12670	0020953-13-2	1-Amino-3-aminométhyl-3,5,5-triméthylcyclo-	LMS = 6 mg/kg.
12761	0000093-57-2	hexane.	
12765	000141-03-5	Acide 12-amino)dodecanoïque.	QMS = 0,05 mg/kg. LMS = 0,05 mg/kg. A ne pas employer dans des
		2-Aminopropanol.	polymères au contact d'aliments pour lesquels la directive 85/572/CEE fixe le simulant D et seulement pour contact alimentaire indirect, dernière une couche de PET.
12767	0000434-12-8	N-(2-Aminodéthyl)-lacto-alanate de sodium.	LMS = 0,05 mg/kg.
12788	002432-99-7	Acide 11-aminoundecanoïque.	LMS = 5 mg/kg.
12789	007064-41-7	Argimone.	
12820	000123-99-9	Acide azélique.	
12970	004196-95-6	Acide azélique anhydride.	
13000	001477-95-0	1,3-Benzenediméthamine.	LMS = 0,05 mg/kg.
13060	000422-95-1	Trifluorure de l'acide 1,3,5-benzenetricarboxy-	QMS = 0,05 mg/5 dm <sup>2</sup> (calculé en acide 1,3,5- lique.
			benzenetricarboxylique).

Numéro d'identification	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
(1)	(2)	(3)	(4)
13075	000093-76-9	Benzopurarine.	Voir - 2,4-Diamino-6-phényle-1,3,5-triazine -.
15000	000065-85-0	Acide benzénique.	
15150	000109-51-6	Alcool benzénique.	
13180	000498-66-8	Bicyclo[2.2.1]hept-2-ene (1-norbornène).	
15210	001761-71-5	Ethyl 4-aminocyclohexylisocyanate.	LMS = 0,05 mg/kg;
13326	000111-46-6	Ether bis(2-hydroxyethyl)ipsoate.	LMS = 0,05 mg/kg;
15380	000077-99-6	2,2-Bis(hydroxyméthyl)-1-butanol.	Voir - Diéthyléneglycol -.
13390	000105-08-8	1,4-Bis(hydroxyméthyl)cyclohexane.	Voir - 1,1,1-Triméthylpropane -.
13395	004767-03-7	Acide 2,2-bis(hydroxyméthyl)propionique.	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>3</sup>
13480	000086-05-7	2,2-Bis(4-hydroxyphényle)propane.	LMS = 5 mg/kg;
13510	001675-54-3	Ether bis(2,3-époxypropyl) du 2,2-bis(4-hydroxyphényle)propane (=Badget).	Conformément à la réglementation en vigueur concernant l'utilisation de certains dérivés époxydiques dans des matériaux et des objets destinés à entrer en contact avec des denrées.
13530	036103-06-9	Bis(anthydride phthalique) du 2,2-bis(4-hydroxyphényle)propane.	LMS = 0,05 mg/kg;
13550	000119-98-5	Ether bis(hydroxypropyl)propane.	Voir - Dipropylenglycol -.
13560	005124-30-1	Bis(4-isocyanato cyclohexyl) méthane.	Voir - 4,4'-Disocyanate de diisohexylamine -.
13600	047405-97-4	3,3-Bis(3-méthyl-4-hydroxyphényle)2-indolone.	LMS = 1,0 mg/kg;
13607	000086-05-7	Bisphénol A.	Voir - 2,2-Bis(4-hydroxyphényle)propane -.
13610	001675-54-3	Ether bis(2,3-époxypropyl) du bisphénol A.	Voir - Bis(anthydride phthalique) du 2,2-Bis(4-hydroxyphényle)propane -.
13614	036103-06-9	Bis(anthydride phthalique) du bisphénol A.	Voir - Bis(anthydride phthalique) du 2,2-Bis(4-hydroxyphényle)propane -.
13617	000086-09-1	Bisphénol S.	Voir - 4,4'-Dihydroxydiphénolsulfone -.
13620	010043-45-3	Acide borique.	LMS (T) = 6 mg/kg (239 (exprimé en bore), sans préjudice des dispositions du décret n° 2001-1220 du 20 décembre 2001 relatif aux eaux destinées à la consommation humaine à l'exclusion des eaux minérales naturelles).
13630	000106-99-0	Butadiène.	QM = 1 mg/kg de PF ou LMS = non décelable (LD = 0,020 mg/kg, tolérance analytique comprise).
13660	000107-88-0	1,3-Butanediol.	LMS (T) = 0,05 mg/kg (24).
13720	000110-63-9	1,4-Butanediol.	QM = 1 mg/kg de PF (exprimé en groupements époxy, M = 45 g/mol).
13780	002425-79-8	Ether bis(2,3-époxypropyl) du 1,4-butanediol.	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>3</sup> .
13810	000950-65-7	1,4-Butanediol formal.	
13840	000071-36-3	1-Butanol.	
13870	000106-58-9	1-Butene.	
13900	000107-01-7	2-Butene.	
13952	000598-32-3	3-Butene-2-ol.	
14020	000094-54-6	4-tert-Butylphénol.	QMS = ND (LD = 0,02 mg/6 dm <sup>3</sup> ). Uniquement comme consommée pour la préparation d'additifs polymériques.
14110	000123-72-8	Butylalcool.	LMS = 0,05 mg/kg.
14140	000107-92-6	Acide butyrique.	
14170	000106-31-0	Acryldiacétate.	
14200	000105-60-2	Caprolactame.	
14230	000123-24-2	Caprolactame, sel de sodium.	
14320	000124-07-2	Acide caprylique.	LMS (T) = 15 mg/kg (5).
14330	000650-08-0	Monocycle de carbone.	LMS (T) = 15 mg/kg (5) (exprimé en caprolactame).
14380	000075-44-5	Chlorure de carbonyle.	QM = 1 mg/kg de PF.
14411	000001-79-8	Huile de ricin.	
14500	000004-34-6	Cellulose.	
14530	000782-50-5	Chlore.	
14570	000106-06-3	1-Chloro-2,5-époxypropane.	Voir - Epichlorohydrine -.
14650	000079-38-9	Chlorotrifluorométhylène.	QMS = 0,5 mg/6 dm <sup>3</sup> .
14690	000077-92-9	Acide chlorique.	
14710	000109-39-4	4-n-Cresol.	
14740	000095-48-7	o-Cresol.	
14770	000106-44-5	p-Cresol.	
14841	000199-64-4	4-Cumylphénol.	
14880	000105-08-0	1,4-Cyclohexanediméthanol.	
14950	003173-53-3	Isocyanate de cyclohexyle.	
15030	000031-48-4	Cyclohexème.	
15070	001647-16-1	1,9-Décadiène.	LMS = 0,05 mg/kg.
15095	000134-08-5	Acide décanoïque.	Voir - Phénylénediamine -.
15100	000112-90-1	1-Decanol.	Voir - Hexaméthylénediamine -.
15130	000872-09-9	1-Decène.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15240	000110-60-1	1,4-Diaminobutane.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15272	000107-15-3	1,2-Diaminobutane.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15279	000124-09-4	1,6-Diaminohexane.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15510	000911-76-9	2,4-Diamino-6-phényle-1,3,5-triazine.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15370	005236-55-1	1,6-Diamino-2,2,4-triméthylhexane.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15400	005236-54-2	1,6-Diamino-2,4,4-triméthylhexane.	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup>
15505	000106-46-7	1,4-Dichlorobenzene.	LMS = 12 mg/kg.
15610	000086-07-9	4,4-Dichlorodiphénylsulfone.	LMS = 0,05 mg/kg.
15700	005124-30-1	4,4'-Dicyclohexylmethane diisocyanate.	QM (T) = 1 mg/kg (exprimé en NCOI) (26).

Numéro référence	Numéro CAS	Désomination	Restrictions et/ou spécifications
			(1) (2) (3) (4)
15760	000111-46-6	Diéthylène glycol.	
15790	000113-40-0	Diéthyléthalamine.	LMS (T) = 30 mg/kg (3).
15820	000545-92-6	4,4'-Difluorobenzophénone.	LMS = 5 mg/kg.
15880	000120-80-9	1,2-Dihydroxybenzène.	LMS = 0,05 mg/kg.
15910	000108-45-3	1,3-Dihydroxybenzène.	LMS = 6 mg/kg.
15940	000123-31-9	1,4-Dihydroxybenzène.	LMS = 2,4 mg/kg.
15970	000611-99-4	4,4'-Dihydroxybenzophénone.	LMS = 0,6 mg/kg.
16000	000092-88-6	4,4'-Dihydroxydiphenyle.	LMS (T) = 6 mg/kg (15).
16090	000080-09-1	4,4'-Dihydroxydiphenylsulfone.	LMS = 6 mg/kg.
16150	000108-01-0	Diméthylaminocétanal.	LMS = 0,05 mg/kg.
16240	000091-97-4	3,3-diméthyl-4,4-biphenylisocyanate.	LMS = 10 mg/kg.
16560	000576-26-1	2,6-Diméthylphénol.	QM (T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
16590	000126-30-7	2,2-Diméthyl-1,3-propanediol.	LMS = 0,05 mg/kg.
16450	000646-06-0	1,3-Dioxolane.	LMS = 0,05 mg/kg.
16480	000126-98-9	Dipentaérythrol.	LMS = 0,05 mg/kg.
16570	004128-73-8	4,4'-Diphenylétherdisocyanate.	QM (T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
16600	005973-54-1	2,4'-Diphenylmethanedisocyanate.	QM (T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
16630	000101-68-8	4,4'-Diphenylmethanedisocyanate.	QM (T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
16650	000127-63-9	Diphénylsulfone.	LMS = 3 mg/kg (25).
16660	000110-98-5	Dipropyléthylol.	
16690	003121-74-0	Divinylbenzène.	QMS = 0,01 mg% dm <sup>3</sup> ou LMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise) pour la somme des divinylbenzènes et des éthylvinylbenzènes et conformément aux spécifications prévues au chapitre IV. QM = 5 mg/kg de PP.
16694	019811-50-2	N, N'-Diphenyl-2-imidazolidinone.	
16697	000693-25-2	Acide dodécanedioïque.	LMS = 0,05 mg/kg.
16704	000112-41-4	1-Dodecène.	QM = 1 mg/kg de PP.
16750	000106-89-8	Epicétaluridine.	
16780	000066-17-5	Ethanol.	
16950	000074-85-1	Ethylène.	
16960	000107-15-3	Ethylénediamine.	LMS = 12 mg/kg.
16990	000107-21-1	Ethyleneglycol.	LMS(T) = 30 mg/kg (3).
17005	000151-56-4	Ethylénimine.	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
17020	000075-21-8	Oxyde d'éthylène.	QM = 1 mg/kg de PP.
17050	000104-76-7	2-Ethyl-1-hexanol.	LMS = 30 mg/kg.
17160	000097-53-0	Eugenol.	LMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise).
17170	001788-47-4	Acides gras de canola.	
17200	0068908-53-2	Acides gras de l'huile de soja.	
17230	001790-12-3	Acides gras de talc.	
17260	000050-00-0	Formaldehyde.	LMS(T) = 15 mg/kg (22).
17290	000110-17-8	Acide fumarique.	
17530	000050-99-7	Glucose.	
18010	000110-94-1	Acide glutarique.	
18070	000108-55-4	Acide hyaluronique.	
18100	000056-81-5	Glycérol.	
18220	0068564-88-5	Acide N-heptylaminoundécanoïque.	LMS = 0,05 mg/kg (1).
18290	000115-28-6	Acide hexachloroendométhylénetrithydrophthalique.	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
18280	000115-27-5	Acidinide hexachloroendométhylénetrithydrophthalique.	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
18310	036653-82-4	1-Hexadecanol.	
18430	000116-15-8	Hexafluoropropylène.	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
18460	000124-09-4	Hexaméthylénediamine.	LMS = 2,4 mg/kg.
18640	000622-06-0	Hexaméthylénediamine yancate.	QM(T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
18670	000100-97-0	Hexaméthylénetetramine.	LMS(T) = 15 mg/kg (22) (exprimé en formaldéhyde).
18820	000592-41-6	1-Hexène.	LMS = 5 mg/kg.
18867	0009123-31-9	Hydroquinone.	Voir : 1,4-Dihydroxybenzène.
18880	0000999-96-7	Acide p-hydroxybenzoïque.	LMS = 0,05 mg/kg.
18897	016712-64-4	Acide 6-hydroxy-2-naphthalésecarboxylique.	A employer uniquement dans des cristaux liquides et éliminer une huile dans des plastiques malicauchés.
18898	000105-90-2	N-(4-Hydroxyphényl) acétamide.	QM = 5 mg/kg de PP.
19000	000115-11-7	Isobuténe.	QM(T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (26).
19060	000109-53-5	Ether isobutylvinyle.	LMS = 5 mg/kg.
19110	004098-71-9	1-Isocyanato-3-isocyanatométhyl-3,5,5-triméthylcyclohexane.	LMS = 0,05 mg/kg.
19150	000121-91-5	Acide isophthalique.	Voir : 2-Méthyl-1,3-butadiène.
19210	001459-93-4	Isophthalate de diméthyle.	LMS = 5 mg/kg.
19243	000078-79-5	Isopérene.	LMS = 0,05 mg/kg.
19270	000097-05-8	Acide itaconique.	Voir : 2,4,6-Triamino-1,3,5-triazine.
19460	000050-23-5	Acide lactic.	LMS = 5 mg/kg.
19470	000143-07-7	Acide laurique.	LMS(T) = 30 mg/kg (4).
19480	002146-73-6	Laurine de vinyle.	LMS(T) = 30 mg/kg (4) (exprimé en acide malique).
19490	000947-04-6	Lactoflactame.	Voir : 2,4,6-Triamino-1,3,5-triazine.
19510	011132-73-3	Lignocellulose.	
19540	000110-16-7	Acide malique.	
19960	000108-31-6	Anhydride malique.	
19975	000108-78-1	Mélamine.	

Numéro référence	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
			(1)
19990	000079-39-0	Méthacrylamide	
20020	000079-41-4	Acide méthacrylique	LMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise).
20050	000096-05-9	Méthacrylate d'allyle	LMS = 0,05 mg/kg.
20080	002495-57-6	Méthacrylate de benzyle	
20110	000097-68-1	Méthacrylate de butyle	
20140	002598-18-7	Méthacrylate de sec-butyle	
20170	000585-07-9	Méthacrylate de tert-butyle	
20260	000101-43-9	Méthacrylate de cyclohexyle	LMS = 0,05 mg/kg.
20410	002082-81-7	Diisobutyrylate de 1,4-butanediol	LMS = 0,05 mg/kg.
20530	002867-47-2	Méthacrylate de 2-(diméthylamino)éthyle	DMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise).
20590	000106-91-2	Méthacrylate de 2,5-époxypropyle	QMS = 0,02 mg/6 dm <sup>3</sup> .
20890	000097-63-2	Méthacrylate d'éthyle	
21010	000097-80-9	Méthacrylate d'isobutyle	
21100	004655-54-9	Méthacrylate d'isopropyle	
21150	000096-62-6	Méthacrylate de méthyle	
21190	000608-77-9	Monométhacrylate d'éthyléneglycol	
21280	002177-70-0	Méthacrylate de phényle	
21340	002210-26-8	Méthacrylate de propyle	
21460	000768-93-0	Anhydride méthacrylique	
21490	000126-98-7	Méthacrylamide	
21520	001561-92-8	Méthallylsulfonate de sodium	LMS = ND (LD = 0,020 mg/kg, tolérance analytique comprise).
21550	000067-56-1	Méthanol	LMS = 5 mg/kg.
21640	000078-79-5	2-Méthyl-1,3-butadiène	QM = 1 mg/kg de PF ou LMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise).
21750	000563-45-1	3-Méthyl-1-butène	QMS = 0,006 mg/6 dm <sup>3</sup> . Uniquement pour polypropylène.
21765	106246-33-7	4,4-Méthylènebis(3-chloro-2,6-diéthylaniline)	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>3</sup> .
21821	000509-65-7	1,4-Méthylénedioxane	Voir - 1,4-Butanediol formal.
21940	000924-42-5	N-Méthylacrylamide	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
22150	000691-37-2	4-Méthyl-1-pentène	LMS = 0,02 mg/kg.
22351	025513-64-8	Mélange de 1,6-diamino-2,2,4-triméthylhexane (60 % p/p) et de 1,6-diamino-3,3,4,4-triméthylhexane (60 % p/p).	QMS = 5 mg/6 dm <sup>3</sup> .
22232	028679-16-5	Mélange de 2,2,4-triméthylhexane-1,6-diisocyanate (60 % p/p) et de 2,4,4-triméthylhexane-1,6-diisocyanate (60 % p/p).	QM(T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (20).
22350	000544-63-8	Acide myristique	
22360	001141-38-8	Acide 2,6-naphthalénedicarboxylique	LMS = 5 mg/kg.
22390	000840-65-3	2,6-Naphthalénedicarboxylate de diméthyle	LMS = 0,05 mg/kg.
22420	000173-72-6	1,5-Naphthalénedisocyanate	QM(T) = 1 mg/kg (exprimé en NCO) (20).
22437	000126-30-7	Néopentylglycol	Voir - 2,2-Ethoxy-1,3-propanediol.
22450	000094-70-0	Nitrobutane	
22480	000145-08-8	1-Nonanol	
22550	000498-66-8	Norbornène	
22570	000112-96-9	Isobutyrate d'octadécyle	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>3</sup> .
22600	000111-87-5	1-Octanol	LMS = 15 mg/kg.
22660	000111-06-0	1-Octine	
22703	000112-90-1	Acide oktanique	
22778	007456-68-0	4,4-Oxybis(benzénosulfonyl azide)	
22780	000057-10-3	Acide palmitique	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>3</sup> .
22840	000115-77-5	Pentaéthritol	
22870	000071-41-0	1-Pentanol	LMS = 5 mg/kg.
22900	000109-67-1	1-Pentene	LMS = 0,05 mg/kg.
22957	001628-05-8	Ether perfluoropropylperfluorovinylique	
22960	000108-95-2	Phénol	LMS = ND (LD = 0,02 mg/kg, tolérance analytique comprise).
23050	000108-45-2	1,3-Phénylénediamine	Voir - Chlorure de carbomé.
23155	000075-44-5	Phénolphtaleine	QM = ND (LD = 1 mg/kg de PF).
23170	007664-38-2	Acide phosphorique	Voir - Acide téraphthalique.
23175	000122-52-1	Phosphine de méthyle	LMS = ND (LD = 0,01 mg/kg).
23187		Acide phthalique	
23200	000088-99-3	Acide o-phthalique	
23250	000131-17-9	Phthalate de diäthyle	
23290	000085-44-9	Acrylylate phthalique	
23470	000081-96-8	alpha-Pinène	
23500	000127-91-3	beta-Pinène	
23547	000016-00-0	Polyméthylhexane (pm > 6 800)	Conforme aux spécifications indiquées au chapitre IV.
23590	065148-62-9		
23651	025322-68-3	Polyéthyléneglycol	
23749	025322-69-4	Polypropyléneglycol	
23770	000057-55-6	1,2-Propanediol	
23800	000054-63-2	1,3-Propanediol	LMS = 0,05 mg/kg.
23830	000071-23-8	1-Propanol	
23850	000067-63-0	2-Propanol	
23860	000125-38-6	Propionalsulphyde	

Numéro référence	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
			(1)
23800	000079-09-4	Acide propionique.	LMS(CT) = 6 mg/kg (23 (exprimé en acétaldehyde).
23920	000105-88-4	Propionate de vinyle.	
23950	000123-62-6	Aldehyde propionique.	
23980	000115-07-1	Propylène.	
24010	0000175-56-9	Oxyde de propylène.	
24051	000120-80-9	Pyrocatechol.	QM = 1 mg/kg de PF.
24057	000089-32-7	Aldehyde pyrométhique.	Voir = 1,2-Dihydroxybenzène. LMS = 0,05 mg/kg (exprimé en acide pyrométhique).
24070	075138-82-6	Acides résiniques.	
24072	0000108-46-5	Résorcinol.	Voir = 1,3-Dihydroxybenzène.
24073	000101-90-6	Ether diglycidyle du résorcinol.	QMS = 0,005 mg/6 dm <sup>2</sup> . A ne pas employer dans des polymères au contact d'aliments pour lesquels la directive 85/572/CEE fixe le sanitaire D et seulement pour contact alimentaire indirect, derrière la couche de PET.
24100	000050-09-7	Clophane.	Voir = Clophane.
24150	000050-09-7	Gomme de clophane.	
24160	000052-10-6	Bistire de talot.	
24190	000014-63-5	Résine de bois.	
24250	000006-04-6	Gouacheur naturel.	
24270	000069-72-7	Acide salicylique.	
24280	000111-20-6	Acide sébacique.	
24330	002561-88-8	Aldehyde sébacique.	
24475	001315-82-2	Sulfate de sodium.	
24490	000050-70-4	Sorbitol.	
24520	000001-22-7	Huile de soja.	
24580	000005-25-8	Amidon alimentaire.	
24590	000057-11-6	Acide stéarique.	
24610	000100-42-5	Styrene.	
24760	026914-45-2	Acide styrénosulfonique.	LMS = 0,05 mg/kg
24820	000110-15-6	Acide succinique.	
24850	000108-30-5	Acide succinique.	
24880	000057-50-1	Succinose.	
24887	000362-79-4	Acide 5-sulfosulphthalique, sel monosodium.	LMS = 5 mg/kg.
24898	000365-55-7	5-Sulfosulphthalate de diméthyle, sel monosodium.	LMS = 0,05 mg/kg.
24910	000100-21-0	Acide téraphthalique.	LMS = 7,5 mg/kg.
24940	000100-20-9	Dichlorure de l'acide téraphthalique.	LMS(CT) = 7,5 mg/kg (exprimé en acide téraphthalique).
24970	000120-61-6	Téraphthalate de diméthyle.	
25080	001120-36-1	1-Tétradécène.	LMS = 0,05 mg/kg.
25090	000112-60-7	Tétrahydroéthylène.	
25120	000116-14-3	Tétraméthylène.	LMS = 0,05 mg/kg.
25150	000109-99-9	Tétrahydrofurane.	LMS = 0,6 mg/kg.
25180	000102-60-3	N,N,N',N'-Tétrakis(2-hydroxypropyl)éthylène-diamine.	
25210	000584-84-9	2,4-dolomedisocyanate.	QM(CT) = 1 mg/kg (exprimé en NCOI (26).
25240	0000091-08-7	2,6-dolomedisocyanate.	QM(CT) = 1 mg/kg (exprimé en NCOI (26).
25270	026747-90-0	2,4-dolomedisocyanate, diamine.	QM(CT) = 1 mg/kg (exprimé en NCOI (26).
25360		Triallyl(C <sub>5</sub> -C <sub>12</sub> )acétate de vinyle (= versatate de vinyle).	QM = 1 mg/kg de PF (exprimé en groupement Epoxy, pm = 45).
25380	000102-70-5	Triallylamine.	QMS = 0,05 mg/6 dm <sup>2</sup> .
25420	000108-78-1	2,6-Triamino-1,3,5-triamine.	Conforme aux spécifications indiquées au chapitre IV.
25450	026996-48-0	Tri(cyclodécanediaméthyl).	LMS = 30 mg/kg.
25510	000112-27-6	Triéthyléneglycol.	LMS = 0,05 mg/kg.
25600	000077-99-6	1,1,1-Triéthylolpropane.	
25840	005290-92-6	Triméthacrylate de 1,1,1-triséthylolpropane.	LMS = 6 mg/kg.
25900	000110-88-3	Trioxane.	LMS = 0,05 mg/kg.
25910	024990-44-0	Tripropylénglycol.	LMS = 0,05 mg/kg.
25927	027955-94-8	1,1,1-Tri-4-hydroxyméthyléthane.	QM = 0,5 mg/kg de PF. Uniquement pour polycarbonates.
25960	000057-15-6	Urea.	Conformément à l'arrêté du 30 janvier 1984 relatif aux matériaux et objets contenant du chrome de vinyle monomère et destinés à être mis au contact des denrées, produits et boissons alimentaires.
26050	000075-03-6	Chlorure de vinyle.	QM = 5 mg/kg de PF ou LMS = ND (LD = 0,05 mg/kg).
26310	000075-35-6	Chlorure de vinylidène.	LMS = 5 mg/kg.
26340	000075-38-7	Fluore de vinylidène.	QM = 5 mg/kg de PF.
26355	001072-64-5	1-Vinylimidazole.	QM = 2 mg/kg de PF.
26370	003195-78-6	N-Vinyl-N-méthylcarbamate.	QM = 5 mg/kg de PF.
26320	002768-02-7	Vinylmethoxyvalane.	Conformément au décret n° 2001-1220 du 21 décembre 2001 relatif aux eaux destinées à la consommation humaine, à l'exclusion des eaux minérales naturelles.
26360	007732-18-5	Eau.	

Numéro référence	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
(1)	(2)	(3)	(4)
10599/90A	061788-89-4	Dimères d'acides gras insaturés (C18) distillés.	
10599/91	061788-89-4	Dimères d'acides gras insaturés (C18) non distillés.	
10599/92A	068783-41-5	Dimères hydrogénés d'acides gras insaturés (C18) distillés.	
10599/93	068783-41-5	Dimères hydrogénés d'acides gras insaturés (C18) non distillés.	
11900	000103-11-7	Acrylate de 2-éthylhexyle.	
13050	000528-44-9	Acide 1,2,4-benzénetricarboxylique.	Voir « Acide trimellitique ».
14260	000502-44-3	Caprolactone.	
14800	003724-65-0	Acide crotonique.	
15730	000077-73-6	Dicyclopentadiène.	
16210	006864-37-5	3,3-Diméthyl-4,4-diaminodicyclohexylméthane.	
17110	016219-79-3	5-Ethylénecyclo[2.2.1]hept-2-ène.	
18370	000592-45-0	1,4-Hexadiène.	
18700	000629-11-8	1,6-Hexanediol.	
21370	010595-80-9	Méthacrylate de 2-sulfoéthyle.	
21400	054276-35-6	Méthacrylate de sulfopropyle.	
21970	000923-02-4	N-Méthylidiméthacrylamide.	
22210	000098-83-9	alpha-Méthylstyryène.	
25540	000528-44-9	Acide trimellitique.	QM(T) = 5 mg/kg de PE.
25550	000552-30-7	Anhydride trimellitique.	QM(T) = 5 mg/kg de PE (exprimé en acide trimellitique).
26230	000098-12-0	Vinylpyrrolidone.	

・プラスチックへの使用が許可されている添加物のリスト

(2003年1月2日付け省令付表)

Numéro référence	Numéro CAS	Dénomination	Restrictions et/ou spécifications
(1)	(2)	(3)	(4)
10599/90A	061788-89-4	Dimères d'acides gras insaturés (C18) distillés.	
10599/91	061788-89-4	Dimères d'acides gras insaturés (C18) non distillés.	
10599/92A	068783-41-5	Dimères hydrogénés d'acides gras insaturés (C18) distillés.	
10599/93	068783-41-5	Dimères hydrogénés d'acides gras insaturés (C18) non distillés.	
11900	000103-11-7	Acrylate de 2-éthylhexyle.	
13050	000528-44-9	Acide 1,2,4-benzénetricarboxylique.	Voir « Acide trimellitique ».
14260	000502-44-3	Caprolactone.	
14800	003724-65-0	Acide crotonique.	
15730	000077-73-6	Dicyclopentadiène.	
16210	006864-37-5	3,3-Diméthyl-4,4-diaminodicyclohexylméthane.	
17110	016219-79-3	5-Ethylénecyclo[2.2.1]hept-2-ène.	
18370	000592-45-0	1,4-Hexadiène.	
18700	000629-11-8	1,6-Hexanediol.	
21370	010595-80-9	Méthacrylate de 2-sulfoéthyle.	
21400	054276-35-6	Méthacrylate de sulfopropyle.	
21970	000923-02-4	N-Méthylidiméthacrylamide.	
22210	000098-83-9	alpha-Méthylstyryène.	
25540	000528-44-9	Acide trimellitique.	QM(T) = 5 mg/kg de PE.
25550	000552-30-7	Anhydride trimellitique.	QM(T) = 5 mg/kg de PE (exprimé en acide trimellitique).
26230	000098-12-0	Vinylpyrrolidone.	

<セルロース、フィルム>

・ノーワックスのセルロースフィルムへの使用が許可されている添加物のリスト

(93年11月4日付け省令付表I)

・ワックス加工のセルロースフィルムへの使用が許可されている添加物のリスト

(93年11月4日付け省令付表II)

<ゴム>

・ゴムへの使用が許可されている単量体および基リスト

(94年11月9日付け省令付表I、表B)

・使用カテゴリーおよび耐久性テスト条件

(94年11月9日付け省令付表III)

<シリコン>

・シリコンへの使用が許可されている物質リスト

(92年11月25日付け省令付表I)

<セラミック>

・セラミックから漏洩する鉛とカドミウムの許容含有量(85年11月7日付け省令)

### 3.5 洗剤・消毒剤の安全性に関する規定

- ・1973年2月12日付け政令(98年6月17日付け政令により一部改定): 食品に直接触れる物体の洗剤・消毒罪として、人間に有害な成分の販売・使用の禁止
- ・75年10月27日付け省令(99年9月8日付け省令により置換): 洗剤、消毒剤として使用を許可される成分、成分の純度基準、使用量限度、使用条件
- ・特例(73年2月12日付け政令第73-138号、94年1月5日付け政令第94-46号により改定): 遺伝子組み換え製品を成分とする洗剤・消毒剤の許可制度、遺伝子操作施設の明示義務など

なお、洗剤成分のポジティブリストは99年9月8日省令によって定められているが、現時点では遺伝子を組み換えた洗剤成分の使用は一切許可されていない(99年9月8日付け省令付表III)。